【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月8日提出
【計算期間】	第21特定期間（自　平成27年7月11日　至　平成28年1月12日）
【ファンド名】	ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　赤林　富二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部　　茶木　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
【電話番号】	０３－５５３３－４６０８
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

ファンドは、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

＜イメージ図＞

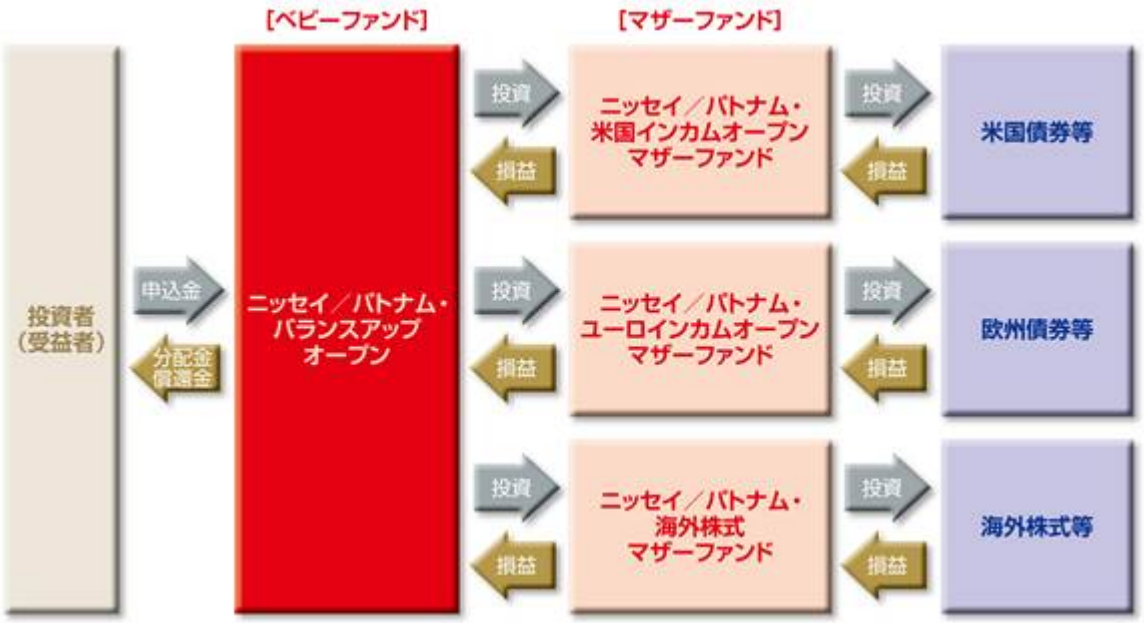

③ ファンドの特色

◆海外の債券等および世界各国の株式等（日本を除く）を組入れたマザーファンドへの投資を通じて、資産・通貨の分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。

・主に下記3つのマザーファンドを通じて、実質的に米国債券、欧州債券、世界各国の株式（日本を除く）に投資することにより、幅広く資産・通貨の分散を図り、中長期的な収益の獲得をめざします。

・原則として、マザーファンドへの基本投資割合は、純資産総額に対して１/３ずつとします。

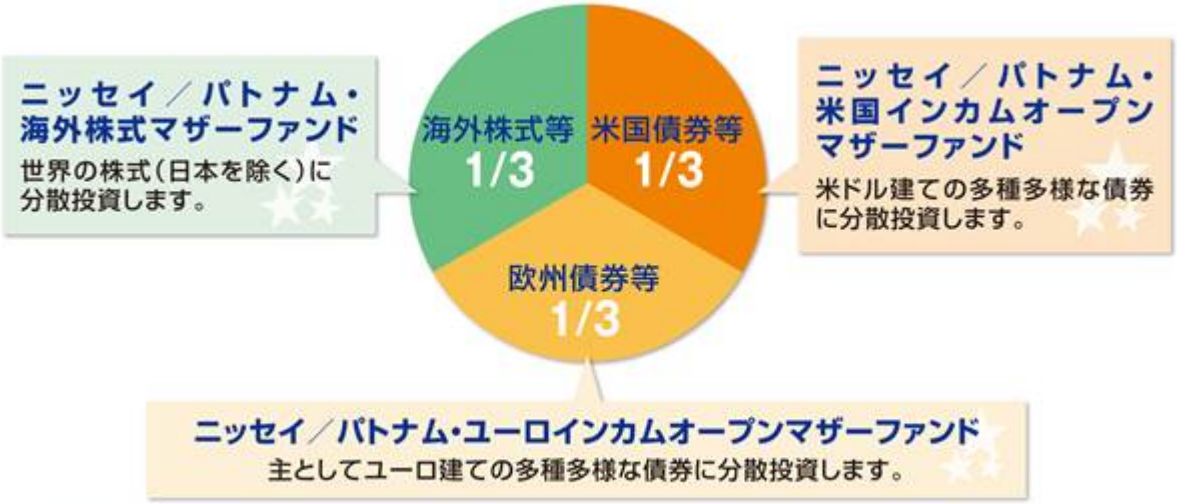

・基本投資割合が一定の範囲を超えた場合には、組入比率の調整を行います。

・異なる通貨建ての資産を主な投資対象としたマザーファンドに投資することにより、主に米国ドル、ユーロ等の通貨へ分散投資を行います。

・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円ベース）※1、バークレイズ・米国総合インデックス（円換算ベース）※2およびバークレイズ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）※3を各々３分の１の比率で合成した指数をベンチマークとし、長期的にこのインデックスを上回る投資成果をめざし、運用を行います。

※１　ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円ベース）とは、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く世界の主要先進国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※２　バークレイズ・米国総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。なお、「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。

※３　バークレイズ・汎欧州総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、汎欧州通貨建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。なお、「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。

◆ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーに運用を委託します。

・ファンドは、運用指図に関する権限※を米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー」に委託します。

※　ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

パトナム・インベストメンツの概要　　（平成27年9月末現在）

●パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の１つです。
●運用資産は約1,467億ドル(約18兆円)、投信残高は約690億ドル（約8兆円）の規模を誇ります。
●設定済み投信は80本以上、投資家数は400万人以上にのぼります。
●ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を190名有しています。

◆原則として、対円での為替ヘッジ※は行いません。
※　為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
○　為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。
・外貨間のアロケーションを変更するため、為替予約取引を行う場合があります。

◆原則として、隔月10日の決算日（1・3・5・7・9・11月の各10日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。
・マザーファンドを通じて投資する債券・株式の配当等収益およびキャピタルゲイン（売買益等）を分配原資の対象とし、実際の分配にあたっては基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
・分配は、通常、利息・配当等収益を主な原資として行いますが、資産価値の上昇によりキャピタルゲインが得られた場合等には、「ボーナス分配※」を行う場合があります。
※　「ボーナス分配」とは、期間中に資産価値の上昇によるキャピタルゲインが得られた場合等、これを原資として1月と7月に、通常の分配金に上乗せして行う分配を指します。なお、基準価額が下落していた場合には、その水準を勘案してこれを行わない場合があります。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

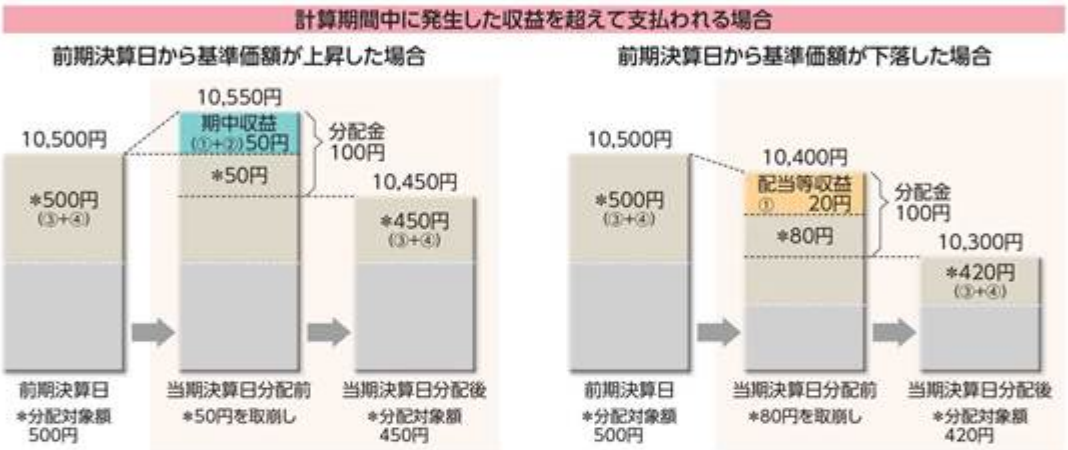

●分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

1 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

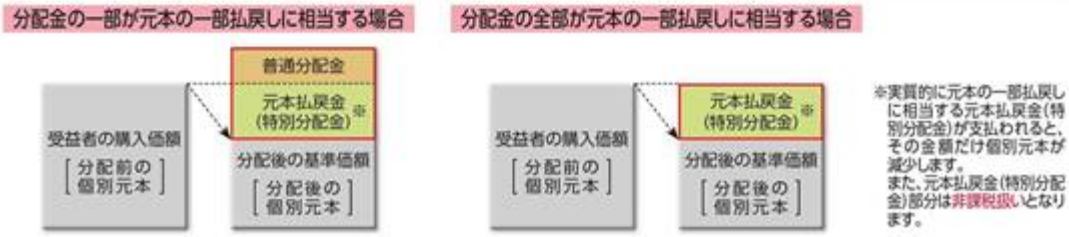

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④　信託金の上限
5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤　ファンドの分類
追加型投信／海外／資産複合に属します。
○　課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単　位　型 追　加　型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日　々 その他 （　　）	グローバル （日本除く） 日　本 北　米 欧　州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あ　り （　　） な　し

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年６回（隔月）	目論見書または約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本除く）	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成17年11月14日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

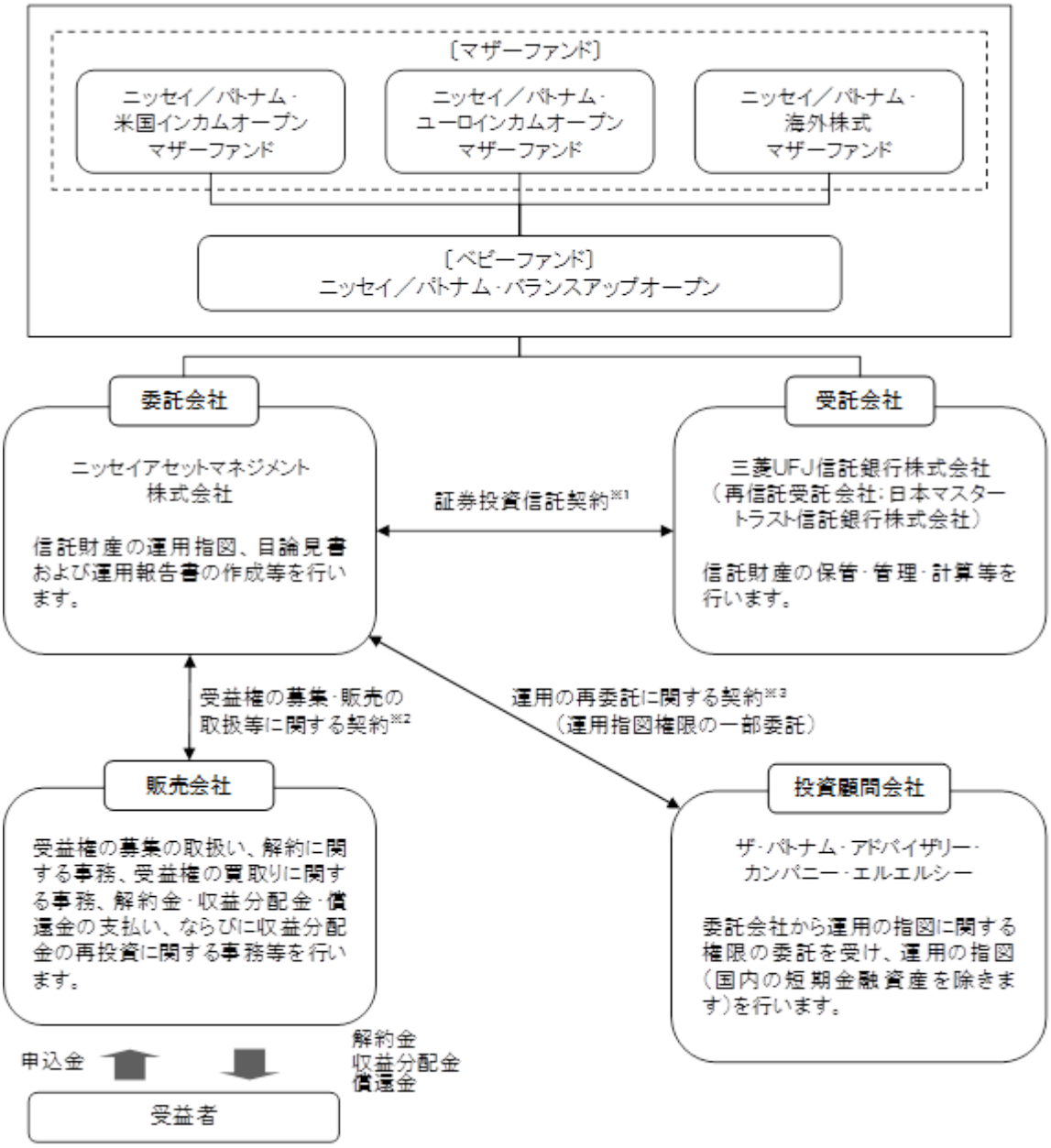

※１　委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
※２　委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
※３　委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

委託会社の概況（平成28年4月1日現在）

１．委託会社の名称　　：ニッセイアセットマネジメント株式会社
２．本店の所在の場所　　：東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
３．資本金の額　　：100億円
４．代表者の役職氏名　　：代表取締役社長　　赤林　富二
５．金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
６．設立年月日　　：平成7年4月4日
７．沿革

昭和60年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
平成7年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
平成10年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
平成12年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

８．大株主の状況

名　　称	住　　所	保有株数	比　率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングスＩ・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　主として各マザーファンドへの投資を通じて、米国・欧州の公社債および日本を除く世界主要先進国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざします。
②　基本投資割合は、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。
　・ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド　　・・・３分の１
　・ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド　・・・３分の１
　・ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド　　・・・３分の１
③　マザーファンドへの投資割合が、基準配分から一定の範囲を超えた場合には、組入比率の調整を行います。
④　ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円ベース）、バークレイズ・米国総合インデックス（円換算ベース）およびバークレイズ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）を各々３分の１の比率で合成した指数をベンチマークとし、長期的にこのインデックスを上回る投資成果をめざし、運用を行います。
⑤　実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

⑥　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、信託財産の成長を図ることを目標とした運用を行います。

（２）運用方法

ａ　投資対象

米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、非適格債および外国債を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　主に米ドル建ての債券に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。

②　運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company,LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

③　バークレイズ・米国総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

④　外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以内とします。

②　同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑥　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑧　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、中長期的に安定した収益の確保および信託財産の成長を図ることを目標とした運用を行います。

（２）運用方法

ａ　投資対象

主として、ユーロ建ての欧州の国債、政府機関債、モーゲージ証券、投資適格社債、ハイイールド社債等を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　主として、ユーロ建ての欧州の公社債に分散投資を行い、バークレイズ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。

②　運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company,LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

③　トップダウンによる国別資産配分、セクターアロケーションとボトムアップによる銘柄選択により、利回りの向上をめざします。

④　外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

②　同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

④　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤　外貨建資産への投資には、制限を設けません。

⑥　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

（２）運用方法

ａ　投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　主に日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

②　運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company,LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

③　運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオンツ分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。

④　組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。

⑤　株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑥　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑥　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑨　私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15％以下の範囲で行います。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（２）【投資対象】

ａ　主な投資対象

以下のマザーファンドを主な投資対象とします。

ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド
ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド
ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

ｂ　約款に定める投資対象

①　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後記「（５）投資制限　ｂ　約款に定めるその他の投資制限　③　先物取引等、④　スワップ取引および⑤　金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります）

ハ．金銭債権（イ．およびニ．に掲げるものに該当するものを除きます）

ニ．約束手形（イ．に掲げるものを除きます）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　有価証券

委託会社は、信託金を、主として１．から３．までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドならびに次の４．から25．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

１．ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド

２．ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド

３．ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

４．株券または新株引受権証書

５．国債証券

６．地方債証券

７．特別の法律により法人の発行する債券

８．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

９．資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます）

10．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます）

11．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます）

12．資産流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます）

13．コマーシャル・ペーパー

14．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

15．外国または外国の者の発行する証券または証書で、４．から14．までの証券または証書の性質を有するもの

16．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます）

17．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます）

18．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます）

19．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）

20．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます）

21．外国法人が発行する譲渡性預金証書

22．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます）

24．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

25．外国の者に対する権利で24．の有価証券の性質を有するもの

なお、４．の証券または証書、15．および20．の証券または証書のうち４．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、５．から９．までの証券ならびに15．および20．の証券または証書のうち５．から９．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、16．および17．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品

信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の性質を有するもの

④　前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③の１．から４．までに掲げる金融商品により運用することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の組織体制

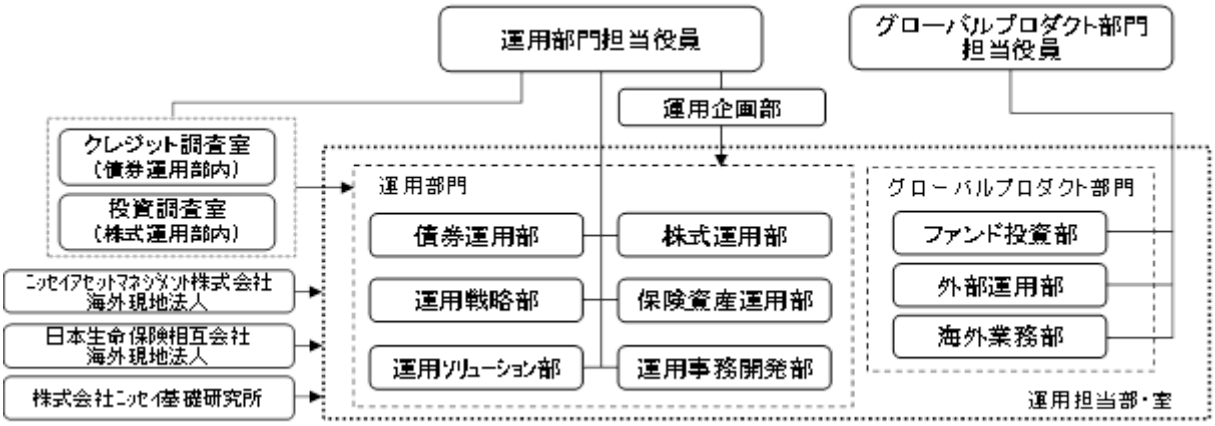

社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

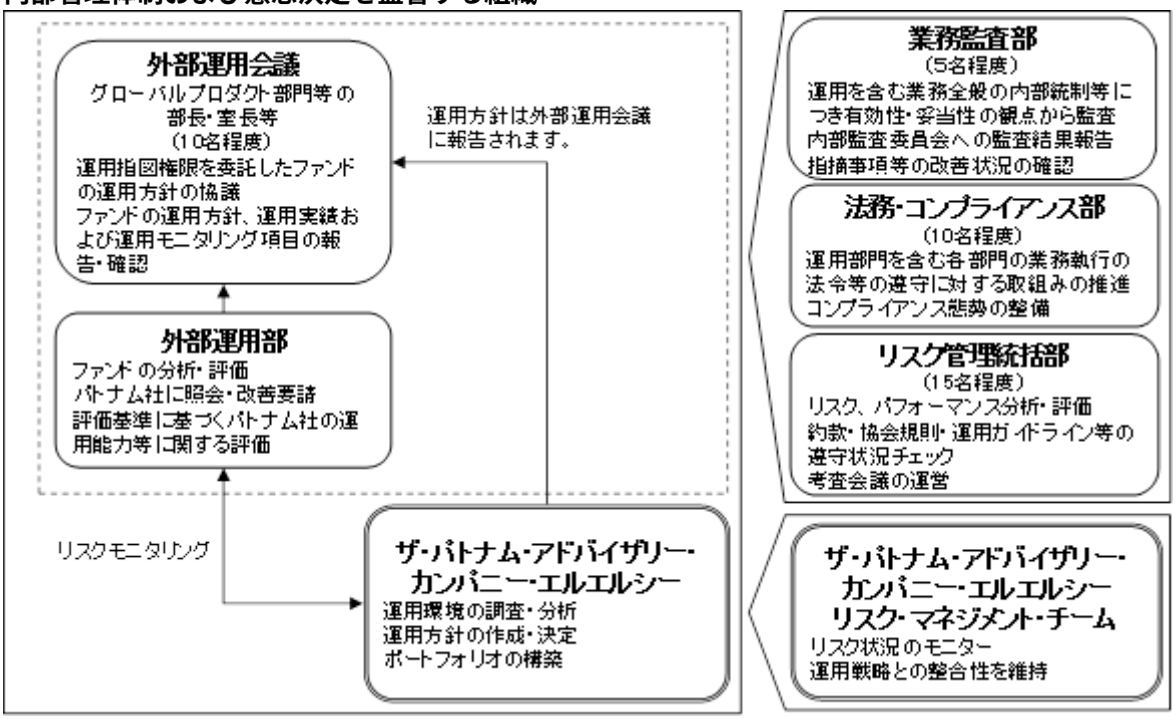

＜受託会社に対する管理体制等＞
委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

○　上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第１計算期間末には、分配を行いません。

１．分配対象額の範囲

配当等収益（投資対象マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、投資対象マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

②　分配時期

毎決算日とし、決算日は１・３・５・７・９・11月の各10日（年６回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③　支払方法

＜分配金受取コースの場合＞
税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。
＜分配金再投資コースの場合＞
税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

○　将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a　約款に定める主な投資制限

①　株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70％未満とします。
②　同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
③　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
④　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤　投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
⑥　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
⑦　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
⑧　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

b　約款に定めるその他の投資制限

①　投資する株式等の範囲

１．投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※　金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

２．前記１．にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

②　信用取引の範囲

１．信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

２．前記１．の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

③　先物取引等

１．国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めます（以下同じ）。

２．国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

３．国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④　スワップ取引

１．信託財産に属する資産を効率的に運用するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

２．スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該３．において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約します。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。

５．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤　金利先渡取引および為替先渡取引

１．信託財産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

２．金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。

４．金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

⑥　有価証券の貸付け

１．信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。

ｉ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ii．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約します。

３．有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行います。

⑦　有価証券の空売り

１．信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。

２．前記１．の売付けは、当該売付けに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等により、前記２．の売付けに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

⑧　有価証券の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行います。

２．前記１．は、当該借入れに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等により、前記２．の借入れに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還します。

４．前記１．の借入れに関する品借料は信託財産中から支払います。

⑨　外国為替予約等

１．信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。

２．前記１．の予約取引は、信託財産に関する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。

３．前記２．の限度額を超えた場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行います。

４．予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

５．外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩　資金の借入れ

１．信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約にともなう支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資に関する借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c　法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

③ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

３【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。
ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（2）投資リスク管理体制

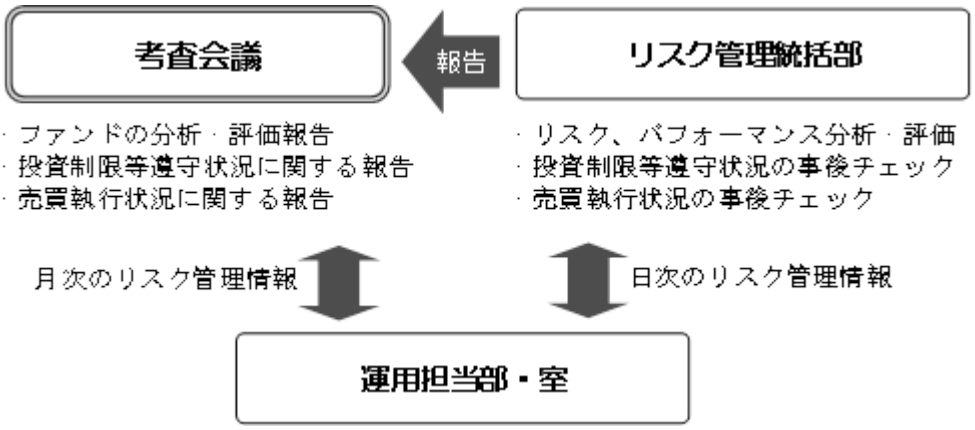

1．リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2．運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○　上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

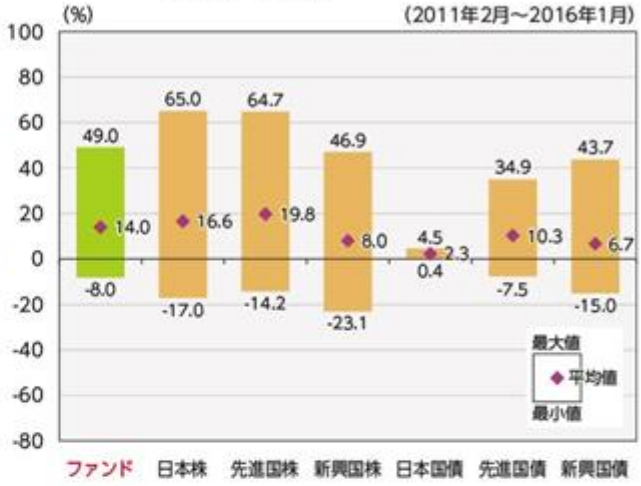

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日 本 株・・・TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○　手数料率は変更となる場合があります。

②　分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

③　償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

④　前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（午前９時～午後５時　土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ　http://www.nam.co.jp/

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

①　信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.566%（税抜1.45%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.70%	0.70%	0.05%

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（ベビーファンドの信託財産に属するニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンドの時価総額に年率0.34%をかけた額、ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンドの時価総額に年率0.28%をかけた額およびニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンドの時価総額に年率0.43%をかけた額）が含まれます。

②　前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

①　証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

②　監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超　の部分	年 0.00432%　（税抜0.004%）
50億円超 100億円以下　の部分	年 0.00540%　（税抜0.005%）
10億円超 50億円以下　の部分	年 0.00756%　（税抜0.007%）
10億円以下　の部分	年 0.01080%　（税抜0.010%）

③　信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④　借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤　信託財産留保額

ありません。

○　上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４　手数料等及び税金」に記載して

いる費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

＜ご参考＞

「4　手数料等及び税金」の「（1）申込手数料」から「（4）その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

（5）【課税上の取扱い】

課税対象

分配時　：　分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時　：　個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額※の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買取請求時　：　買取請求時の買取価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

※　申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分配時　：　分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。

解約請求・償還・買取請求時　：　解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
平成50年 1 月 1 日以降	20%　　（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

○　確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

税率（法人）

平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
平成50年 1 月 1 日以降	15%　　（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出※されます。
・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※　同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）

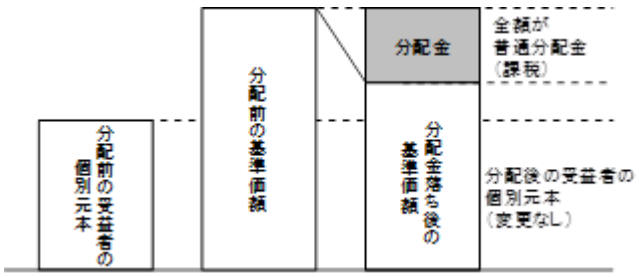

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。

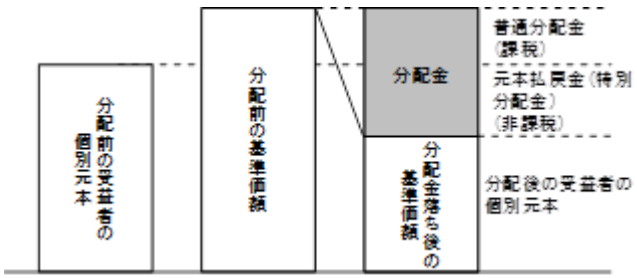

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

○　投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

「ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン」

（平成28年1月29日現在）

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		906,581,291	100.00
	内　日本	906,581,291	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△10,698	△0.00
純資産総額		906,570,593	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・米国インカムオープン　マザーファンド」

（平成28年1月29日現在）

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		1,514,047,775	18.80
	内　アメリカ	1,514,047,775	18.80
地方債証券		48,732,160	0.61
	内　アメリカ	48,732,160	0.61
特殊債券		2,647,614,248	32.88
	内　アメリカ	2,595,794,047	32.23
	内　フランス	30,194,776	0.37
	内　ノルウェー	21,625,425	0.27
社債券		3,616,769,186	44.91
	内　アメリカ	3,091,702,423	38.39
	内　イギリス	192,479,511	2.39
	内　オランダ	83,489,681	1.04
	内　スウェーデン	59,976,491	0.74
	内　カナダ	45,260,188	0.56
	内　スペイン	44,409,063	0.55
	内　フランス	29,672,240	0.37
	内　ルクセンブルグ	27,851,310	0.35
	内　ドイツ	21,571,427	0.27
	内　アイルランド	10,494,339	0.13
	内　ケイマン諸島	6,937,938	0.09
	内　オーストラリア	2,924,575	0.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		226,308,247	2.81
純資産総額		8,053,471,616	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン　マザーファンド」

（平成28年1月29日現在）

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		1,364,737,694	62.24
	内　イギリス	387,356,339	17.67
	内　イタリア	303,892,517	13.86
	内　フランス	183,303,438	8.36
	内　スペイン	169,416,071	7.73
	内　オーストリア	64,390,004	2.94
	内　ベルギー	54,498,078	2.49
	内　スイス	54,244,790	2.47
	内　オランダ	47,185,852	2.15
	内　アイルランド	27,679,213	1.26
	内　ポーランド	25,132,616	1.15
	内　スウェーデン	19,987,084	0.91
	内　デンマーク	14,983,982	0.68
	内　ドイツ	7,108,472	0.32
	内　ノルウェー	5,559,238	0.25
特殊債券		136,189,048	6.21
	内　国際機関	98,158,981	4.48
	内　フランス	38,030,067	1.73
社債券		598,388,445	27.29
	内　アメリカ	357,912,866	16.32
	内　ルクセンブルグ	86,605,515	3.95
	内　スペイン	75,461,800	3.44
	内　オランダ	50,589,817	2.31
	内　ドイツ	17,910,951	0.82
	内　イギリス	9,907,496	0.45
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		93,305,234	4.26
純資産総額		2,192,620,421	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」

（平成28年1月29日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）

株式		24,796,847,481	92.51
	内　アメリカ	15,206,423,020	56.73
	内　イギリス	2,708,816,358	10.11
	内　アイルランド	1,395,863,797	5.21
	内　スイス	914,970,460	3.41
	内　フランス	856,459,958	3.20
	内　スペイン	726,041,864	2.71
	内　イタリア	706,788,169	2.64
	内　スウェーデン	470,690,183	1.76
	内　オランダ	391,142,293	1.46
	内　ドイツ	383,656,733	1.43
	内　バミューダ	249,674,390	0.93
	内　香港	209,965,074	0.78
	内　ベルギー	180,345,292	0.67
	内　ジャージィー	178,361,066	0.67
	内　イギリス領バージン諸島	126,025,116	0.47
	内　シンガポール	91,623,708	0.34
投資証券		400,104,097	1.49
	内　アイルランド	258,035,475	0.96
	内　イギリス	142,068,622	0.53
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,606,244,580	5.99
純資産総額		26,803,196,158	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

「ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン」

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成28年1月29日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は 額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率 (%) 償還日	投資 比率
1	ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	162,762,487	1.8450 300,296,888	1.9135 311,446,018	－ －	34.35%
2	ニッセイ／パトナム・米国インカムオープン　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	169,625,413	1.7766 301,357,036	1.8267 309,854,741	－ －	34.18%
3	ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	167,300,336	1.7065 285,513,156	1.7052 285,280,532	－ －	31.47%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・米国インカムオープン　マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

（平成28年1月29日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	643,028,400	102.50 659,127,969	102.72 660,531,633	2.000000 2020/11/30	8.20%
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	383,157,900	98.75 378,375,947	99.49 381,226,784	1.125000 2019/12/31	4.73%
3	FNMA TBA アメリカ	特殊債券	362,610,000	102.92 373,205,010	104.48 378,869,432	3.500000 2046/2/1	4.70%
4	GNMA TBA アメリカ	特殊債券	241,740,000	106.51 257,490,871	106.76 258,093,711	4.000000 2046/2/1	3.20%
5	FNMA AL6818 アメリカ	特殊債券	232,928,503	108.53 252,815,938	108.79 253,416,894	4.500000 2044/8/1	3.15%
6	FNMA TBA アメリカ	特殊債券	241,740,000	99.85 241,381,167	101.75 245,987,371	3.000000 2046/2/1	3.05%
7	GNMA 783937 アメリカ	特殊債券	228,350,711	105.85 241,720,645	105.90 241,837,104	3.500000 2043/11/1	3.00%
8	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	174,052,800	117.62 204,724,384	120.28 209,352,448	3.750000 2043/11/15	2.60%
9	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	136,583,100	96.75 132,144,957	99.88 136,432,858	2.750000 2042/8/15	1.69%
10	FNMA AL7828 アメリカ	特殊債券	120,870,000	109.40 132,239,334	108.61 131,281,741	4.500000 2044/11/1	1.63%

11	FNMA TBA アメリカ	特殊債券	120,870,000	107.85 130,369,626	108.59 131,256,359	4.500000 2046/2/1	1.63%
12	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	122,078,700	102.80 125,501,786	103.62 126,504,052	2.375000 2024/8/15	1.57%
13	GNMA TBA アメリカ	特殊債券	120,870,000	101.62 122,834,137	102.78 124,231,394	3.000000 2046/2/1	1.54%
14	GNMA MA2962 アメリカ	特殊債券	114,527,627	106.91 122,447,212	106.98 122,522,800	4.000000 2045/7/1	1.52%
15	MSC 2005-IQ9 B アメリカ	社債券	97,904,700	102.05 99,921,536	100.86 98,752,554	4.860000 2056/7/1	1.23%
16	FNMA AD8536 アメリカ	特殊債券	84,604,865	110.48 93,473,146	110.61 93,582,286	5.000000 2040/8/1	1.16%
17	FHLMC GOLD Q00500 アメリカ	特殊債券	84,668,401	108.72 92,055,718	108.78 92,107,366	4.500000 2041/4/1	1.14%
18	METLIFE CAPITAL TRUST IV アメリカ	社債券	72,522,000	124.25 90,108,585	120.00 87,026,400	7.875000 2037/12/15	1.08%
19	GE CAPITAL TRUST I アメリカ	社債券	74,335,050	106.24 78,980,990	107.56 79,956,266	6.375000 2067/11/15	0.99%
20	CGCMT 2004-C2 D アメリカ	社債券	68,895,900	100.24 69,068,139	100.13 68,986,842	4.924100 2041/10/1	0.86%
21	WISCONSIN ENERGY CORP アメリカ	社債券	91,256,850	83.74 76,427,611	72.49 66,161,216	6.250000 2067/5/15	0.82%
22	WAMU 2005-AR11 A1B3 アメリカ	社債券	73,640,611	88.97 65,520,996	88.64 65,275,773	0.826500 2045/8/25	0.81%
23	FNMA AS5843 アメリカ	特殊債券	59,573,900	107.78 64,212,919	107.52 64,055,643	4.000000 2045/9/1	0.80%
24	FNMA AS4821 アメリカ	特殊債券	58,815,513	107.78 63,395,477	107.52 63,240,204	4.000000 2045/4/1	0.79%
25	JPMCC 2006-LDP8 AJ アメリカ	社債券	59,709,780	102.26 61,062,815	101.28 60,480,036	5.480000 2045/5/1	0.75%
26	NORDEA BANK AB スウェーデン	社債券	55,600,200	108.56 60,361,245	107.87 59,976,491	4.875000 2021/5/13	0.74%
27	STATE STREET CAP TR IV アメリカ	社債券	75,543,750	80.62 60,907,148	78.08 58,986,826	1.512000 2037/6/15	0.73%
28	CVS PASS-THROUGH TRUST アメリカ	社債券	44,868,238	122.72 55,064,096	119.76 53,735,996	7.507000 2032/1/10	0.67%
29	MASS MUTUAL LIFE INS CO アメリカ	社債券	35,656,650	147.74 52,681,274	146.14 52,109,341	8.875000 2039/6/1	0.65%
30	FNMA AE1839 アメリカ	特殊債券	46,207,704	110.97 51,280,847	111.01 51,297,481	5.000000 2040/8/1	0.64%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
公社債券	外国	国債証券	18.80
		地方債証券	0.61
		特殊債券	32.88
		社債券	44.91
	小計		97.19
合　計（対純資産総額比）			97.19

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）
「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン　マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

（平成28年1月29日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は 額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	89,875,600	126.16 113,393,348	126.36 113,568,605	4.750000 2023/8/1	5.18%
2	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	80,623,700	118.24 95,333,494	118.39 95,455,235	3.250000 2021/10/25	4.35%
3	UK TSY 1.75% 2022 イギリス	国債証券	86,785,000	100.69 87,385,552	102.68 89,115,177	1.750000 2022/9/7	4.06%
4	UK TSY 2 3/4% 2024 イギリス	国債証券	79,842,200	106.99 85,425,565	109.46 87,399,264	2.750000 2024/9/7	3.99%
5	GENERAL ELEC CAP CORP アメリカ	社債券	66,085,000	118.80 78,510,962	123.85 81,849,576	4.125000 2035/9/19	3.73%
6	UK TSY 3 1/4% 2044 イギリス	国債証券	67,692,300	111.68 75,602,145	116.75 79,034,821	3.250000 2044/1/22	3.60%
7	TELEFONICA EMISIONES SAU スペイン	社債券	66,085,000	114.18 75,459,157	114.18 75,461,800	3.987000 2023/1/23	3.44%

8	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	74,147,370	100.83 74,770,207	101.38 75,178,018	0.700000 2020/5/1	3.43%
9	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	社債券	66,085,000	110.02 72,711,342	109.67 72,480,706	2.750000 2022/8/24	3.31%
10	ARCELORMITTAL ルクセンブルグ	社債券	66,085,000	104.39 68,987,453	102.53 67,761,576	10.625000 2016/6/3	3.09%
11	CITIGROUP INC アメリカ	社債券	66,085,000	101.15 66,848,281	100.93 66,702,894	1.375000 2021/10/27	3.04%
12	REPUBLIC OF AUSTRIA オーストリア	国債証券	53,661,020	119.76 64,266,583	119.99 64,390,004	3.500000 2021/9/15	2.94%
13	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	48,902,900	121.94 59,632,685	123.06 60,181,375	4.400000 2023/10/31	2.74%
14	EUROPEAN UNION 国際機関	特殊債券	53,132,340	108.36 57,579,516	107.76 57,260,191	3.250000 2018/4/4	2.61%
15	SWITZERLAND スイス	国債証券	46,495,800	118.05 54,891,546	116.66 54,244,790	2.000000 2022/5/25	2.47%
16	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	52,868,000	97.32 51,453,781	98.74 52,203,977	0.500000 2025/5/25	2.38%
17	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	50,621,110	102.44 51,857,783	102.80 52,043,563	1.150000 2020/7/30	2.37%
18	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	44,937,800	108.92 48,946,701	107.91 48,495,525	5.250000 2017/8/1	2.21%
19	TSY 3 3/4% 2019 イギリス	国債証券	41,656,800	109.89 45,779,573	110.58 46,065,755	3.750000 2019/9/7	2.10%
20	ALBEMARLE CORP アメリカ	社債券	46,259,500	96.76 44,763,005	95.86 44,347,594	1.875000 2021/12/8	2.02%
21	WALGREENS BOOTS ALLIANCE アメリカ	社債券	46,259,500	94.74 43,830,876	92.95 43,000,980	2.125000 2026/11/20	1.96%
22	EFSF 国際機関	特殊債券	35,950,240	113.56 40,826,171	113.76 40,898,790	2.250000 2022/9/5	1.87%
23	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券	31,720,800	126.66 40,179,785	126.93 40,266,066	4.250000 2022/9/28	1.84%
24	ELECTRICITE DE FRANCE フランス	特殊債券	39,651,000	103.68 41,113,328	95.91 38,030,067	4.250000 2020/1/29	1.73%
25	Netherlands Government Bond オランダ	国債証券	30,399,100	113.56 34,524,257	114.24 34,730,363	2.250000 2022/7/15	1.58%
26	UK TSY 1% 2017 イギリス	国債証券	31,242,600	100.59 31,427,243	100.95 31,542,528	1.000000 2017/9/7	1.44%
27	TSY 4% 2060 イギリス	国債証券	20,828,400	138.95 28,942,103	148.11 30,851,026	4.000000 2060/1/22	1.41%

28	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	21,147,200	141.42 29,907,004	143.53 30,353,633	4.750000 2044/9/1	1.38%
29	EDP FINANCE BV オランダ	社債券	26,434,000	108.70 28,735,872	107.92 28,528,101	4.125000 2020/6/29	1.30%
30	TREASURY 5% 2020 アイルランド	国債証券	22,468,900	123.37 27,721,679	123.18 27,679,213	5.000000 2020/10/18	1.26%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
公社債券	外国	国債証券	62.24
		特殊債券	6.21
		社債券	27.29
	小計		95.74
合　計（対純資産総額比）			95.74

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）

「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

（平成28年1月29日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	評価単価 （円） 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資 比率
1	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	8,937	89,360.39 798,613,892	88,351.13 789,594,095	－ －	2.95%
2	CALPINE CORP アメリカ	株式 公益事業	276,500	1,556.80 430,456,748	1,742.94 481,924,403	－ －	1.80%
3	NOVARTIS AG スイス	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	51,564	10,103.89 520,997,241	9,233.58 476,120,783	－ －	1.78%

4	JM SMUCKER CO アメリカ	株式 食品・飲料・タバコ	27,800	14,691.74 408,430,608	15,264.67 424,357,889	— —	1.58%
5	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC イギリス	株式 食品・飲料・タバコ	66,709	6,013.52 401,156,310	6,342.24 423,085,008	— —	1.58%
6	CARDINAL HEALTH INC アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	43,000	10,468.55 450,147,680	9,548.73 410,595,390	— —	1.53%
7	EXELON CORP アメリカ	株式 公益事業	117,700	3,251.40 382,690,133	3,470.17 408,439,915	— —	1.52%
8	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP アメリカ	株式 保険	58,668	7,203.85 422,635,589	6,612.79 387,959,615	— —	1.45%
9	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	45,000	9,224.79 415,115,928	8,379.91 377,096,269	— —	1.41%
10	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 小売	4,900	80,274.60 393,345,548	76,794.75 376,294,297	— —	1.40%
11	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC アメリカ	株式 保険	77,710	5,089.83 395,531,132	4,701.84 365,380,219	— —	1.36%
12	ASTRAZENECA PLC イギリス	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	43,726	7,587.61 331,775,946	7,545.08 329,916,513	— —	1.23%
13	TELECOM ITALIA-RNC イタリア	株式 電気通信サービス	3,081,728	120.22 370,512,866	105.33 324,627,655	— —	1.21%
14	VODAFONE GROUP PLC-SP ADR イギリス	株式 電気通信サービス	83,745	3,773.56 316,016,899	3,777.18 316,320,567	— —	1.18%
15	BANK OF IRELAND アイルランド	株式 銀行	7,931,520	43.61 345,941,969	39.65 314,492,699	— —	1.17%
16	E*TRADE FINANCIAL アメリカ	株式 各種金融	109,800	3,483.47 382,485,379	2,811.43 308,695,694	— —	1.15%
17	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 エネルギー	32,600	9,340.83 304,511,175	9,305.78 303,368,470	— —	1.13%
18	COTY INC-CL A アメリカ	株式 家庭用品・パーソナル用品	106,900	3,240.52 346,412,090	2,834.40 302,997,520	— —	1.13%
19	SABMILLER PLC イギリス	株式 食品・飲料・タバコ	41,041	7,026.98 288,394,344	7,237.86 297,049,381	— —	1.11%
20	VEOLIA ENVIRONNEMENT フランス	株式 公益事業	102,962	2,847.60 293,194,864	2,854.21 293,875,288	— —	1.10%

21	NORTHROP GRUMMAN CORP アメリカ	株式 資本財	13,200	22,344.02 294,941,172	21,774.73 287,426,442	— —	1.07%
22	MONSANTO CO アメリカ	株式 素材	26,500	11,463.31 303,777,736	10,612.38 281,228,229	— —	1.05%
23	FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC アメリカ	株式 資本財	48,679	6,497.97 316,314,740	5,654.29 275,245,601	— —	1.03%
24	ADVANCE AUTO PARTS アメリカ	株式 小売	14,900	18,078.52 269,370,035	17,956.44 267,551,063	— —	1.00%
25	COMPASS GROUP PLC イギリス	株式 消費者サービス	130,137	1,964.81 255,694,791	2,044.65 266,085,215	— —	0.99%
26	ASSA ABLOY AB スウェーデン	株式 資本財	106,479	2,502.38 266,451,026	2,483.90 264,484,039	— —	0.99%
27	RAYTHEON CO アメリカ	株式 資本財	17,500	15,151.05 265,143,453	14,767.89 258,438,190	— —	0.96%
28	YAHOO! INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	74,300	3,982.66 295,912,120	3,475.01 258,193,428	— —	0.96%
29	HIBERNIA REIT PLC-W/I アイルランド	投資証券 —	1,537,244	184.90 284,245,376	167.85 258,035,475	— —	0.96%
30	PULTE GROUP INC アメリカ	株式 耐久消費財・アパレル	126,400	2,094.67 264,767,185	1,981.05 250,405,895	— —	0.93%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	食品・飲料・タバコ	9.95
		ソフトウェア・サービス	9.23
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.51
		公益事業	5.86
		保険	5.70
		電気通信サービス	5.53
		素材	4.93
		資本財	4.89
		メディア	4.61
		消費者サービス	4.21
		小売	4.12
		銀行	3.89
		耐久消費財・アパレル	3.77

		ヘルスケア機器・サービス	3.64
		エネルギー	3.38
		運輸	3.00
		各種金融	2.84
		不動産	2.00
		商業・専門サービス	1.42
		家庭用品・パーソナル用品	1.13
		食品・生活必需品小売り	0.50
		半導体・半導体製造装置	0.41
	小計		92.51
投資証券	外国	投資証券	1.49
	小計		1.49
合　計（対純資産総額比）			94.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

株式（外国）の業種はＧＩＣＳ分類（産業グループ）によるものです。なお、ＧＩＣＳに関する知的財産所有権はＳ＆Ｐ及びMSCI Inc.に帰属します。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

「ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン」

①【純資産の推移】

平成28年1月29日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）(円)	1口当たりの純資産額（分配付）(円)
第2特定期間末（平成18年7月10日）	7,483,500,028	7,534,120,466	1.0008	1.0078
第3特定期間末（平成19年1月10日）	6,773,738,218	7,147,142,316	1.0511	1.1091
第4特定期間末（平成19年7月10日）	8,262,666,073	8,783,177,800	1.0742	1.1422
第5特定期間末（平成20年1月10日）	7,852,792,240	7,885,589,135	0.9577	0.9617

第6特定期間末 （平成20年7月10日）	6,961,137,862	6,992,396,957	0.8907	0.8947
第7特定期間末 （平成21年1月13日）	4,473,680,249	4,503,274,920	0.6047	0.6087
第8特定期間末 (平成21年7月10日)	4,650,166,212	4,679,214,333	0.6403	0.6443
第9特定期間末 (平成22年1月12日)	5,022,735,630	5,050,898,839	0.7134	0.7174
第10特定期間末 (平成22年7月12日)	4,298,614,826	4,325,462,412	0.6404	0.6444
第11特定期間末 (平成23年1月11日)	3,660,743,402	3,684,062,386	0.6279	0.6319
第12特定期間末 (平成23年7月11日)	3,339,373,117	3,359,934,267	0.6496	0.6536
第13特定期間末 (平成24年1月10日)	2,500,514,655	2,517,919,710	0.5747	0.5787
第14特定期間末 (平成24年7月10日)	2,237,726,177	2,252,623,531	0.6008	0.6048
第15特定期間末 (平成25年1月10日)	2,152,420,697	2,164,408,064	0.7182	0.7222
第16特定期間末 (平成25年7月10日)	1,975,788,165	1,985,376,158	0.8243	0.8283
第17特定期間末 (平成26年1月10日)	1,636,245,165	1,643,380,169	0.9173	0.9213
第18特定期間末 (平成26年7月10日)	1,384,169,556	1,390,210,588	0.9165	0.9205
第19特定期間末 (平成27年1月13日)	1,218,210,200	1,235,076,419	1.0112	1.0252
第20特定期間末 (平成27年7月10日)	1,077,831,602	1,090,650,326	1.0090	1.0210
第21特定期間末 (平成28年1月12日)	892,552,358	896,437,418	0.9190	0.9230
平成27年1月末日	1,208,746,571	－	1.0110	－
2月末日	1,221,143,771	－	1.0346	－
3月末日	1,190,605,725	－	1.0290	－
4月末日	1,160,724,739	－	1.0300	－
5月末日	1,171,610,922	－	1.0587	－
6月末日	1,129,327,757	－	1.0339	－
7月末日	1,073,445,174	－	1.0383	－
8月末日	1,019,089,679	－	1.0002	－

9月末日	967,267,235	－	0.9628	－
10月末日	990,214,660	－	0.9914	－
11月末日	973,989,667	－	0.9906	－
12月末日	942,955,029	－	0.9704	－
平成28年1月末日	906,570,593	－	0.9384	－

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第2特定期間	0.0190
第3特定期間	0.0660
第4特定期間	0.0760
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0120
第10特定期間	0.0120
第11特定期間	0.0120
第12特定期間	0.0120
第13特定期間	0.0120
第14特定期間	0.0120
第15特定期間	0.0120
第16特定期間	0.0120
第17特定期間	0.0120
第18特定期間	0.0120
第19特定期間	0.0220
第20特定期間	0.0200
第21特定期間	0.0120

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第2特定期間	0.7
第3特定期間	11.6
第4特定期間	9.4
第5特定期間	△9.7
第6特定期間	△5.7
第7特定期間	△30.8
第8特定期間	7.9
第9特定期間	13.3
第10特定期間	△8.6
第11特定期間	△0.1

第12特定期間	5.4
第13特定期間	△9.7
第14特定期間	6.6
第15特定期間	21.5
第16特定期間	16.4
第17特定期間	12.7
第18特定期間	1.2
第19特定期間	12.7
第20特定期間	1.8
第21特定期間	△7.7

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に１００を乗じた額により算出しております（第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

（４）【設定及び解約の実績】

「ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第2特定期間	1,787,218,615	454,996,502	7,477,367,791
第3特定期間	804,660,065	1,837,899,589	6,444,128,267
第4特定期間	2,085,385,109	837,260,295	7,692,253,081
第5特定期間	958,109,738	451,059,324	8,199,303,495
第6特定期間	111,595,724	495,414,970	7,815,484,249
第7特定期間	70,585,835	487,402,300	7,398,667,784
第8特定期間	55,581,133	191,997,962	7,262,250,955
第9特定期間	49,297,951	270,746,415	7,040,802,491
第10特定期間	50,528,391	379,434,306	6,711,896,576
第11特定期間	50,991,162	933,141,535	5,829,746,203
第12特定期間	32,757,157	722,215,716	5,140,287,644
第13特定期間	31,207,981	820,231,644	4,351,263,981
第14特定期間	25,797,136	652,722,595	3,724,338,522
第15特定期間	20,402,065	747,898,684	2,996,841,903
第16特定期間	23,812,293	623,655,887	2,396,998,309
第17特定期間	14,023,268	627,270,473	1,783,751,104
第18特定期間	22,143,474	295,636,339	1,510,258,239
第19特定期間	12,826,704	318,354,997	1,204,729,946
第20特定期間	10,983,712	147,486,607	1,068,227,051
第21特定期間	8,992,236	105,954,046	971,265,241

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

〈参考情報〉 2016年1月末現在

●基準価額・純資産の推移

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

●基準価額および純資産総額

基準価額	9,384円
純資産総額	906百万円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

第57期	2015年5月	40円
第58期	2015年7月	120円
第59期	2015年9月	40円
第60期	2015年11月	40円
第61期	2016年1月	40円
直近1年間累計		320円
設定来累計		3,830円

●マザーファンド組入比率

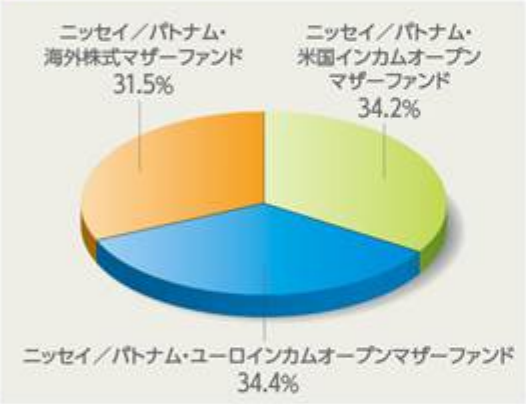

・比率は対組入マザーファンド評価額比です。

●通貨構成比率

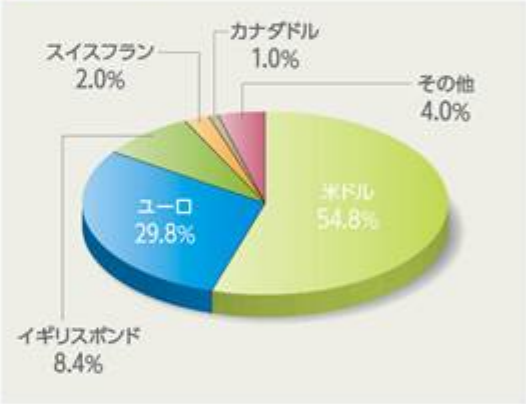

・比率は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

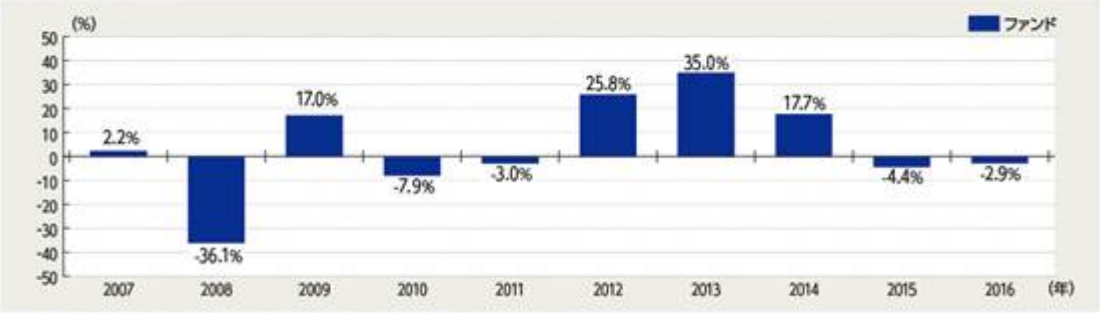

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2016年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
! 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2016年1月末現在

●マザーファンドの状況

1.ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド

●主要な資産の状況

・比率は対外貨建資産総額比です。
・原則として格付は、S&P、Moody's、Fitchのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

●組入上位銘柄

	銘柄	種別	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	国債	2020/11/30	2.00%	8.2%
2	アメリカ国債	国債	2019/12/31	1.13%	4.7%
3	ファニーメイ	モーゲージ証券	2046/02/01	3.50%	4.7%
4	ジニーメイ	モーゲージ証券	2046/02/01	4.00%	3.2%
5	ファニーメイ	モーゲージ証券	2044/08/01	4.50%	3.1%

・比率は対純資産総額比です。

2.ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド

●主要な資産の状況

・比率は対外貨建資産総額比です。
・原則として格付は、S&P、Moody's、Fitchのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

●組入上位銘柄

	銘柄	種別	償還日	クーポン	比率
1	イタリア国債	国債	2023/08/01	4.75%	5.2%
2	フランス国債	国債	2021/10/25	3.25%	4.4%
3	イギリス国債	国債	2022/09/07	1.75%	4.1%
4	イギリス国債	国債	2024/09/07	2.75%	4.0%
5	ＧＥキャピタルコーポレーション	投資適格社債	2035/09/19	4.13%	3.7%

・比率は対純資産総額比です。

！ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
！最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2016年1月末現在

3.ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

●主要な資産の状況

・国・地域はパトナム社の分類によるものです。
・業種はパトナム社の分類によるものです。
・比率は対組入株式等評価額比です。

●組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	アルファベット(C)	アメリカ	情報技術	3.1%
2	カルバイン	アメリカ	公益事業	1.9%
3	ノバルティス	スイス	ヘルスケア	1.9%
4	JMスマッカー	アメリカ	生活必需品	1.7%
5	インペリアル・タバコ・グループ	イギリス	生活必需品	1.7%

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。
・比率は対組入株式等評価額比です。

ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①　申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合、あるいは英国証券取引所・フランクフルト証券取引所の両取引所の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後３時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

②　取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の２つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③　申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○　販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④　申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○　手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦　その他

１．ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

２．定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

３．償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

４．換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

５．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（午前９時～午後５時　土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ　　http://www.nam.co.jp/

２【換金（解約）手続等】

①　換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合、あるいは英国証券取引所・フランクフルト証券取引所の両取引所の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後３時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

②　換金方法

「解約請求」および「買取請求」の２つの方法があります。

③　換金単位

１口単位とします。

④　換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○　換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご確認ください。

○　換金手数料はありません。

⑤　信託財産留保額

ありません。

⑥　支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として５営業日目からお支払いします。

⑦　その他

１．受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

２．換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

３．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（午前９時～午後５時　土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ　　http://www.nam.co.jp/

○　受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から

負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　０１２０-７６２-５０６

（午前９時～午後５時　土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ　http://www.nam.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

（４）【計算期間】

毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

① 繰上償還

１．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｉ．信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合

ii．この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

iii．やむを得ない事情が発生したとき

２．委託会社は、前記１．により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

３．前記２．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月以上設けるものとします。

４．前記３．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の２分の１を超えるときは、前記１．の信託契約の解約をしません。

５．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。た

だし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6．前記３．から５．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３．の一定の期間を１ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。

7．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。

8．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　約款の変更　４．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

9．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「②　約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

10．償還金については、原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までにお支払いします。

②　約款の変更

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

３．前記２．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月以上設けるものとします。

４．前記３．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の２分の１を超えるときは、前記１．の約款の変更をしません。

５．委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記１．から５．の規定にしたがいます。

③　反対者の買取請求権

前記「①　繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「②　約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「①　繰上償還　３．」または「②　約款の変更　３．」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

④　公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（http://www.nam.co.jp/）に掲載します。

○　電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの１月および７月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（http://www.nam.co.jp/）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

⑥　信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦　関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

○　時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２　換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

前記「３　資産管理等の概要　（５）その他　③　反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第３【ファンドの経理状況】

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年7月11日から平成28年1月12日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20特定期間 （平成27年7月10日現在）	第21特定期間 （平成28年1月12日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,867,462	2,391,160
親投資信託受益証券	1,069,097,422	892,680,487
未収入金	24,605,726	3,963,971
流動資産合計	1,096,570,610	899,035,618
資産合計	1,096,570,610	899,035,618
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,818,724	3,885,060
未払解約金	2,938,265	－
未払受託者報酬	102,135	88,968
未払委託者報酬	2,860,306	2,491,466
その他未払費用	19,578	17,766
流動負債合計	18,739,008	6,483,260
負債合計	18,739,008	6,483,260
純資産の部		
元本等		
元本	1,068,227,051	971,265,241
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,604,551	△78,712,883
純資産合計	1,077,831,602	892,552,358
負債純資産合計	1,096,570,610	899,035,618

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20特定期間 （自平成27年1月14日 至平成27年7月10日）	第21特定期間 （自平成27年7月11日 至平成28年1月12日）
営業収益		
受取利息	277	285
有価証券売買等損益	31,668,161	△67,180,040
営業収益合計	31,668,438	△67,179,755
営業費用		
受託者報酬	310,851	274,643
委託者報酬	8,705,242	7,691,221
その他費用	59,209	54,519
営業費用合計	9,075,302	8,020,383
営業利益又は営業損失（△）	22,593,136	△75,200,138
経常利益又は経常損失（△）	22,593,136	△75,200,138
当期純利益又は当期純損失（△）	22,593,136	△75,200,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	871,138	1,032,477
期首剰余金又は期首欠損金（△）	13,480,254	9,604,551
剰余金増加額又は欠損金減少額	241,176	－
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	241,176	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,818,081	191,376
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,818,081	142,075
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	49,301
分配金	22,020,796	11,893,443
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,604,551	△78,712,883

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月10日及び7月10日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間末日が休業日のため、平成27年7月11日から平成28年1月12日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第20特定期間 （平成27年7月10日現在）	第21特定期間 （平成28年1月12日現在）
１．　受益権総口数	1,068,227,051口	971,265,241口
２．　投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	―――――――	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は78,712,883円であります。
３．　1口当たり純資産額	1.0090円	0.9190円
（1万口当たり純資産額）	(10,090円)	(9,190円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第20特定期間 （自平成27年1月14日 至平成27年7月10日）	第21特定期間 （自平成27年7月11日 至平成28年1月12日）
１．　投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用	2,016,452円	1,777,308円
２．　分配金の計算過程	（自平成27年1月14日　至平成27年3月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,838,694円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（17,163,840円）、収益調整金（32,029,295円）及び分配準備積立金（30,908,233円）より分配対象収益は84,940,062円（1口当たり0.072365円）であり、うち4,695,099円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。	（自平成27年7月11日　至平成27年9月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,065,422円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（27,692,776円）及び分配準備積立金（32,775,591円）より分配対象収益は62,533,789円（1口当たり0.062154円）であり、うち4,024,416円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

	（自平成27年3月11日　至平成27年5月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,142,070円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,551,712円）、収益調整金（30,835,193円）及び分配準備積立金（46,197,351円）より分配対象収益は82,726,326円（1口当たり0.073421円）であり、うち4,506,973円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。	（自平成27年9月11日　至平成27年11月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,583,742円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（27,486,051円）及び分配準備積立金（30,437,313円）より分配対象収益は61,507,106円（1口当たり0.061755円）であり、うち3,983,967円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。
	（自平成27年5月12日　至平成27年7月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,858,860円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（29,315,011円）及び分配準備積立金（44,844,560円）より分配対象収益は77,018,431円（1口当たり0.072099円）であり、うち12,818,724円（1口当たり0.012000円）を分配金額としております。	（自平成27年11月11日　至平成28年1月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,671,580円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,931,379円）及び分配準備積立金（29,168,913円）より分配対象収益は58,771,872円（1口当たり0.060511円）であり、うち3,885,060円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第20特定期間 （自平成27年1月14日 至平成27年7月10日）	第21特定期間 （自平成27年7月11日 至平成28年1月12日）
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．　金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第20特定期間 （平成27年7月10日現在）	第21特定期間 （平成28年1月12日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第20特定期間 （平成27年7月10日現在）	第21特定期間 （平成28年1月12日現在）
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△8,609,976	△63,459,333
合計	△8,609,976	△63,459,333

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	第20特定期間 （平成27年7月10日現在）	第21特定期間 （平成28年1月12日現在）

期首元本額	1,204,729,946円	1,068,227,051円
期中追加設定元本額	10,983,712円	8,992,236円
期中一部解約元本額	147,486,607円	105,954,046円

（４）【附属明細表】（平成28年1月12日現在）

第１　有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額又は口数	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド	170,647,300	303,171,993	
	ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン　マザーファンド	163,749,195	302,117,264	
	ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド	168,399,877	287,391,230	
親投資信託受益証券　合計		502,796,372	892,680,487	
合計		502,796,372	892,680,487	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４　不動産等明細表

該当事項はありません。

第５　商品明細表

該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８　借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン）は、「ニッセイ／パトナム・米国インカムオープン　マザーファンド」受益証券、「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン　マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ／パトナム・米国インカムオープン　マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	973,429,052	1,410,841,635
コール・ローン	48,125,630	53,799,769
国債証券	2,026,285,134	1,455,685,900
地方債証券	48,334,647	46,894,219
特殊債券	2,854,492,840	3,070,889,118
社債券	3,831,974,736	3,532,331,101
未収入金	791,557,683	1,468,446,025
未収利息	66,608,785	60,724,873
前払費用	723,499	1,128,786
流動資産合計	10,641,532,006	11,100,741,426
資産合計	10,641,532,006	11,100,741,426
負債の部		
流動負債		
売付債券	622,609,566	979,707,260
未払金	1,413,074,123	2,198,829,031
未払解約金	15,856,427	2,612,105
流動負債合計	2,051,540,116	3,181,148,396
負債合計	2,051,540,116	3,181,148,396
純資産の部		
元本等		
元本	4,705,617,034	4,457,786,211
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,884,374,856	3,461,806,819

純資産合計	8,589,991,890	7,919,593,030
負債純資産合計	10,641,532,006	11,100,741,426

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
1．　受益権総口数	4,705,617,034口	4,457,786,211口
2．　1口当たり純資産額	1.8255円	1.7766円
（1万口当たり純資産額）	(18,255円)	(17,766円)

（金融商品に関する注記）

I　金融商品の状況に関する事項

項目	（自　平成27年1月14日 至　平成27年7月10日）	（自　平成27年7月11日 至　平成28年1月12日）
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2．　金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II　金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
1．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

２．　時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成27年7月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	平成28年1月12日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△31,163,355	△6,093,537
地方債証券	△3,287,676	695,898
特殊債券	△26,560,870	△2,811,581
社債券	△160,944,677	△97,701,875
合計	△221,956,578	△105,911,095

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	5,239,470,627円	4,705,617,034円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	191,381,839円	303,637,885円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	725,235,432円	551,468,708円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイ／パトナム・毎月分配インカムオープン	4,250,922,903円	4,070,961,560円
ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンＳＡ（適格機関投資家限定）	244,658,603円	203,672,136円
ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン	196,063,691円	170,647,300円
ニッセイ／パトナム・世界債券ファンド	13,971,837円	12,505,215円
計	4,705,617,034円	4,457,786,211円

附属明細表（平成28年1月12日現在）

第１　有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額又は口数	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B 1.125 2019/12/31	3,170,000.00	3,132,086.80	
		US TREASURY N/B 2 2020/11/30	5,320,000.00	5,420,973.60	
		US TREASURY N/B 2.375 2024/08/15	1,010,000.00	1,031,492.80	
		US TREASURY N/B 2.75 2042/08/15	1,130,000.00	1,093,715.70	
		US TREASURY N/B 3.75 2043/11/15	1,440,000.00	1,678,996.80	
	アメリカ・ドル　小計		12,070,000.00	12,357,265.70 (1,455,685,900)	
国債証券　合計				1,455,685,900 (1,455,685,900)	
地方債証券	アメリカ・ドル	CA TXB-VAR PURP 7.5 2034/04/01	75,000.00	104,985.00	
		N TX HWY-TXB-B 6.718 2049/01/01	125,000.00	174,000.00	
		OH UNIV-TXB-C-BABS 4.91 2040/06/01	105,000.00	119,098.35	
	アメリカ・ドル　小計		305,000.00	398,083.35 (46,894,219)	
地方債証券　合計				46,894,219 (46,894,219)	
特殊債券	アメリカ・ドル	ELECTRICITE DE FRANCE 6.95 2039/01/26	200,000.00	250,022.00	
		FHLMC GOLD Q00500 4.5 2041/04/01	701,836.09	759,842.84	
		FNMA 255467 7 2034/09/01	243.40	278.49	
		FNMA 555404 6.5 2033/03/01	1,223.90	1,434.43	
		FNMA 735060 6 2034/11/01	7,356.68	8,395.81	
		FNMA 745586 5.5 2036/06/01	29,837.34	33,398.12	
		FNMA 745885 6 2036/10/01	9,148.93	10,374.42	
		FNMA 745947 6.5 2036/10/01	5,306.71	6,117.15	

		FNMA 774283 4 2019/05/01	10,488.78	10,957.31	
		FNMA 780952 4 2019/05/01	4,894.31	5,112.93	
		FNMA 783798 5.5 2034/07/01	2,053.62	2,311.94	
		FNMA 785759 5.5 2019/12/01	993.70	1,037.81	
		FNMA 786161 5.5 2019/07/01	8,799.22	9,250.53	
		FNMA 788468 7 2034/06/01	642.24	742.09	
		FNMA 790194 6.5 2034/08/01	9,504.63	10,882.99	
		FNMA 813915 4.5 2020/11/01	5,071.25	5,251.17	
		FNMA 814849 4.5 2020/04/01	8,323.20	8,643.47	
		FNMA 825342 4.5 2020/05/01	17,455.96	18,125.39	
		FNMA 832072 4.5 2020/08/01	14,311.85	14,819.63	
		FNMA 844181 6 2035/11/01	8,972.29	10,150.97	
		FNMA 848354 5 2035/08/01	90,758.40	100,045.69	
		FNMA 850102 4.5 2020/09/01	2,943.63	3,049.27	
		FNMA 868493 5.5 2036/04/01	24,293.91	27,209.66	
		FNMA 869493 4.5 2021/03/01	27,714.27	28,802.33	
		FNMA 878088 5.5 2036/04/01	182,065.85	203,915.54	
		FNMA 878411 5.5 2036/03/01	344,380.72	383,932.83	
		FNMA 880623 5.5 2036/04/01	3,978.49	4,451.93	
		FNMA 882625 5 2021/04/01	924.77	987.15	
		FNMA 887478 5.5 2036/07/01	82,764.85	92,680.07	
		FNMA 887611 5.5 2036/07/01	4,069.89	4,557.30	
		FNMA 887678 6 2036/08/01	18,866.94	21,373.79	
		FNMA 889734 5.5 2037/06/01	159,009.08	177,733.97	
		FNMA 904407 5.5 2036/12/01	367,606.81	411,749.02	
		FNMA 907250 6 2036/12/01	157,689.46	178,871.88	
		FNMA AD8536 5 2040/08/01	715,783.83	791,299.02	
		FNMA AE1839 5 2040/08/01	384,530.06	425,990.09	

		FNMA AE5441 5 2040/10/01	384,813.11	424,756.71	
		FNMA AH6797 5 2041/03/01	300,770.68	332,459.87	
		FNMA AL6818 4.5 2044/08/01	1,965,348.32	2,130,123.12	
		FNMA AL7828 4.5 2044/11/01	1,000,000.00	1,094,060.00	
		FNMA AS4821 4 2045/04/01	489,236.78	522,084.13	
		FNMA AS5843 4 2045/09/01	493,762.34	526,913.54	
		FNMA TBA 3 2046/01/01	1,000,000.00	1,008,050.00	
		FNMA TBA 3 2046/02/01	2,000,000.00	2,011,820.00	
		FNMA TBA 3.5 2046/01/01	2,000,000.00	2,076,200.00	
		FNMA TBA 3.5 2046/02/01	3,000,000.00	3,107,610.00	
		FNMA TBA 4.5 2046/02/01	1,000,000.00	1,081,520.00	
		FNR 2001-50 BI 0.39719 2041/10/01	37,229.89	651.52	
		FNW 2002-W8 I01 0.31102 2042/06/01	4,228.99	30.91	
		FNW 2003-W1 2A 6.39239 2042/12/01	123,911.47	143,714.98	
		FNW 2003-W10 1IO 0.77067 2043/06/01	153,948.92	3,251.39	
		FSPC T-56 2IO 0 2043/05/01	76,854.19	0.00	
		FSPC T-56 AIO 0.52396 2043/05/01	56,978.13	1,248.38	
		GNMA 3995 6.5 2037/06/01	9,479.85	11,004.77	
		GNMA 4007 6.5 2037/07/01	55,672.01	64,995.39	
		GNMA 4018 6.5 2037/08/01	12,420.20	14,247.08	
		GNMA 4029 6.5 2037/09/01	6,107.17	7,005.47	
		GNMA 783937 3.5 2043/11/01	1,898,521.93	1,999,523.29	
		GNMA MA2962 4 2045/07/01	961,412.73	1,025,385.13	
		GNMA MA3035 4 2045/08/01	97,182.27	103,648.77	
		GNMA TBA 3 2046/01/01	1,000,000.00	1,019,640.00	
		GNMA TBA 3 2046/02/01	1,000,000.00	1,017,630.00	
		GNMA TBA 4 2046/01/01	2,000,000.00	2,131,240.00	
		STATOIL ASA 5.1 2040/08/17	175,000.00	186,054.75	
	アメリカ・ドル　小計		24,916,724.04	26,068,668.23 (3,070,889,118)	
特殊債券　合計				3,070,889,118 (3,070,889,118)	
社債券	アメリカ・ドル	21ST CENTURY FOX AMERICA 7.75 2024/01/20	135,000.00	168,201.90	

21ST CENTURY FOX AMERICA 7.75 2045/12/01	43,000.00	56,282.27	
ABBVIE INC 3.6 2025/05/14	16,000.00	15,866.72	
ACTAVIS FUNDING SCS 3.45 2022/03/15	7,000.00	7,039.48	
ACTAVIS FUNDING SCS 4.75 2045/03/15	15,000.00	14,693.25	
AFLAC INC 6.9 2039/12/17	213,000.00	277,262.10	
AIR LEASE CORP 3.75 2022/02/01	35,000.00	34,714.05	
AMERICAN EXPRESS CO 4.9 2099/12/31	75,000.00	71,413.50	
AMERICAN INTL GROUP 8.175 2058/05/15	110,000.00	143,550.00	
AMERICAN TOWER CORP 4 2025/06/01	90,000.00	89,246.70	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 8.2 2039/01/15	43,000.00	62,109.20	
AON PLC 4.25 2042/12/12	269,000.00	242,266.78	
APPALACHIAN POWER CO 5.8 2035/10/01	75,000.00	83,516.25	
APPLE INC 4.375 2045/05/13	133,000.00	133,160.93	
ARC PROP OPER PART LP/CL 4.6 2024/02/06	30,000.00	28,481.40	
ASSURANT INC 6.75 2034/02/15	190,000.00	221,705.30	
AT&T BROADBAND 9.455 2022/11/15	25,000.00	34,825.75	
AT&T INC 3.4 2025/05/15	20,000.00	19,265.40	
AT&T INC 4.75 2046/05/15	20,000.00	18,329.80	
AUTONATION INC 5.5 2020/02/01	29,000.00	31,609.71	
BACM 2004-4 XC 0.17013 2042/07/01	298,229.37	325.07	
BACM 2004-5 XC 0.42839 2041/11/01	140,515.49	1,922.25	
BACM 2005-1 B 5.51611 2042/11/01	270,000.00	268,955.10	
BACM 2007-1 XW 0.32981 2049/01/01	1,163,399.74	5,654.12	
BANK OF AMERICA CORP 6.1 2099/12/31	146,000.00	149,102.50	
BARCLAYS BANK PLC 10.179 2021/06/12	157,000.00	207,662.33	
BBVA INTL PREF UNIPERSON 5.919 2099/12/31	100,000.00	101,125.00	

BEAVER VALLEY FUNDG CORP 9 2017/06/01	7,000.00	7,420.00	
BED BATH & BEYOND INC 5.165 2044/08/01	130,000.00	111,051.20	
BERKSHIRE HATHAWAY FIN 4.3 2043/05/15	98,000.00	96,645.64	
BSCMS 2004-PR3I X1 0.27878 2041/02/01	271,505.21	1,819.08	
BSCMS 2006-PW14 X1 0.83717 2038/12/01	2,666,130.45	11,917.60	
BURLINGTON RESOURCES FIN 7.2 2031/08/15	35,000.00	40,378.80	
CAMPBELL SOUP COMPANY 8.875 2021/05/01	115,000.00	146,498.50	
CBRE SERVICES INC 4.875 2026/03/01	88,000.00	87,737.76	
CBRE SERVICES INC 5.25 2025/03/15	37,000.00	37,901.32	
CELANESE US HOLDINGS LLC 5.875 2021/06/15	110,000.00	115,225.00	
CGCMT 2004-C2 D 4.9241 2041/10/01	570,000.00	570,393.30	
CGCMT 2006-C4 AJ 5.81098 2049/03/01	268,000.00	269,313.20	
CGCMT 2006-C5 XC 0.55137 2049/10/01	14,854,195.42	53,475.10	
CGCMT 2013-GC17 C 5.10491 2046/11/01	268,000.00	277,388.04	
CGCMT 2014-GC21 AS 4.026 2047/05/01	202,000.00	209,890.12	
CGCMT 2014-GC23 AS 3.863 2047/07/01	103,000.00	105,738.77	
CITIGROUP INC 5.875 2099/12/31	35,000.00	35,131.25	
CITIGROUP INC 5.95 2099/12/31	92,000.00	90,073.52	
CNO FINANCIAL GROUP INC 5.25 2025/05/30	50,000.00	50,250.00	
COMCAST CORP 6.5 2035/11/15	25,000.00	31,273.75	
COMM 2006-C8 XS 0.72706 2046/12/01	12,784,486.21	47,686.12	
COMM 2012-CR1 AM 3.912 2045/05/01	181,000.00	190,053.62	
COMM 2012-CR3 XA 2.11272 2045/10/01	924,487.48	85,320.94	
COMM 2013-LC13 XA 1.40212 2046/08/01	1,176,175.02	70,829.25	

		COMM 2013-LC6 AM 3.282 2046/01/01	85,000.00	85,838.10	
		COMM 2014-CR14 XA 0.86894 2047/02/01	4,354,600.45	175,403.29	
		COMM 2014-CR16 XA 1.24896 2047/04/01	830,609.82	52,893.22	
		COMM 2014-CR18 C 4.73845 2047/07/01	326,000.00	328,363.50	
		COMM 2014-UBS6 C 4.46616 2047/12/01	274,000.00	261,426.14	
		COMMONWEALTH BANK AUST 5 2019/10/15	22,000.00	24,121.24	
		COMMONWEALTH EDISON 5.875 2033/02/01	15,000.00	17,982.45	
		CONS EDISON CO OF NY 4.2 2042/03/15	35,000.00	34,046.25	
		CONTL AIRLINES 6.648 2017/09/15	21,923.78	22,395.14	
		CONTL AIRLINES 6.9 2018/01/02	13,264.93	13,596.55	
		CORRECTIONS CORP OF AMER 4.125 2020/04/01	25,000.00	24,625.00	
		CROWN AMER/CAP CORP IV 4.5 2023/01/15	35,000.00	34,212.50	
		CROWN CASTLE TOWERS LLC 4.883 2020/08/15	265,000.00	286,022.45	
		CSFB 2003-C3 AX 1.97378 2038/05/01	212,149.00	2.10	
		CSMC 2006-C4 AX 0.58573 2039/09/01	12,785,237.14	27,232.55	
		CSMC 2007-C1 AX 0.41275 2040/02/01	12,081,071.87	32,498.08	
		CSMC 2007-C2 AX 0.0615 2049/01/01	13,950,712.13	14,927.25	
		CVS HEALTH CORP 4.75 2022/12/01	30,000.00	32,184.90	
		CVS PASS-THROUGH TRUST 7.507 2032/01/10	372,232.81	442,569.92	
		DBRR 2013-EZ3 A 1.636 2049/12/15	55,739.15	55,643.27	
		DCP MIDSTREAM OPERATING 2.7 2019/04/01	35,000.00	29,114.75	
		DELPHI CORP 5 2023/02/15	30,000.00	31,650.00	
		DELTA AIR LINES 2009 1A 7.75 2019/12/17	21,237.03	23,838.56	
		DEUTSCHE BANK AG 4.5 2025/04/01	200,000.00	184,322.00	

DEVELOPERS DIVERSIFIED R 7.875 2020/09/01	56,000.00	67,452.56	
DOLLAR GENERAL CORP 3.25 2023/04/15	55,000.00	53,493.00	
EASTMAN CHEMICAL CO 3.8 2025/03/15	40,000.00	38,557.20	
EASTMAN CHEMICAL CO 6.3 2018/11/15	35,000.00	38,441.55	
EDP FINANCE BV 6 2018/02/02	195,000.00	205,432.50	
EL PASO NATURAL GAS 8.375 2032/06/15	190,000.00	184,092.90	
ENEL FINANCE INTL SA 5.125 2019/10/07	120,000.00	130,740.00	
ENERGY TRANSFER PARTNERS 6.5 2042/02/01	191,000.00	156,174.97	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 4.85 2042/08/15	125,000.00	102,562.50	
EPR PROPERTIES 5.25 2023/07/15	95,000.00	97,397.80	
EQT MIDSTREAM PARTNERS L 4 2024/08/01	105,000.00	87,311.70	
ERAC USA FINANCE LLC 7 2037/10/15	135,000.00	165,477.60	
EXPEDIA INC 5.95 2020/08/15	105,000.00	114,882.60	
FIDELITY NATIONAL INFORM 5 2022/03/15	91,000.00	94,322.41	
FIFTH THIRD BANCORP 5.1 2099/12/31	52,000.00	47,320.00	
FORD MOTOR CREDIT CO 7.45 2031/07/16	94,000.00	115,175.38	
FRENSENIUS MED CARE US 5.75 2021/02/15	112,000.00	120,120.00	
FRESENIUS MED CARE II 5.625 2019/07/31	35,000.00	37,800.00	
GE CAPITAL TRUST I 6.375 2067/11/15	615,000.00	641,137.50	
GECMC 2007-C1 XC 0.20612 2049/12/01	15,970,442.40	46,633.68	
GENERAL MOTORS FINL CO 4.3 2025/07/13	98,000.00	94,012.38	
GEORGIA-PACIFIC CORP 7.75 2029/11/15	70,000.00	91,646.80	
GLP CAPITAL LP / FIN II 4.375 2018/11/01	10,000.00	9,975.00	
GMACC 1997-C1 X 1.57395 2029/07/01	268,014.60	9,525.23	

GOLDMAN SACHS GROUP INC 6.75 2037/10/01	72,000.00	84,057.84	
GSMS 2006-GG6 XC 0.02531 2038/04/01	3,599,469.63	0.00	
GSMS 2013 GC10 D 4.41046 2046/02/01	143,000.00	130,031.33	
GSMS 2014-GC22 XA 1.07065 2047/06/01	1,306,267.72	81,746.23	
HARTFORD FINL SVCS GRP 8.125 2038/06/15	250,000.00	273,750.00	
HCA INC 5 2024/03/15	15,000.00	14,953.05	
HEALTHCARE REALTY TRUST 3.875 2025/05/01	45,000.00	43,768.35	
HOSPITALITY PROPERTIES T 4.5 2025/03/15	45,000.00	43,583.40	
HOST HOTELS & RESORTS LP 6 2021/10/01	24,000.00	26,801.28	
HSBC HOLDINGS PLC 6.375 2099/12/31	310,000.00	303,800.00	
HYATT HOTELS CORP 3.375 2023/07/15	55,000.00	52,408.95	
IBERDROLA INTL BV 6.75 2036/07/15	70,000.00	86,397.50	
ING BANK NV 5.8 2023/09/25	200,000.00	217,110.00	
INTL LEASE FINANCE CORP 6.25 2019/05/15	110,000.00	116,875.00	
INTL PAPER CO 8.7 2038/06/15	30,000.00	38,847.00	
ITC HOLDINGS CORP 6.05 2018/01/31	70,000.00	75,693.80	
JABIL CIRCUIT INC 8.25 2018/03/15	31,000.00	33,867.50	
JPMBB 2013-C15 C 5.08115 2045/11/01	91,000.00	95,170.53	
JPMBB 2013-C17 AS 4.4584 2047/01/01	95,000.00	101,546.45	
JPMBB 2013-C17 XA 1.05569 2047/01/01	2,376,602.93	127,908.76	
JPMBB 2014-C25 C 4.44926 2047/11/01	297,000.00	289,022.58	
JPMCC 2003-CB6 E 6.05854 2037/07/01	300,000.00	306,864.00	
JPMCC 2004-CBX B 5.021 2037/01/01	105,000.00	104,661.90	
JPMCC 2004-LN2 A2 5.115 2041/07/01	12,496.60	12,501.34	

		JPMCC 2006-CB17 X 0.46882 2043/12/01	6,358,159.99	15,513.91	
		JPMCC 2006-LDP6 X1 0.11576 2043/04/01	7,957,089.38	79.56	
		JPMCC 2006-LDP8 AJ 5.48 2045/05/01	494,000.00	502,200.40	
		JPMCC 2006-LDP8 X 0.50177 2045/05/01	3,225,493.09	7,160.58	
		JPMCC 2007-CB20 X1 0.31473 2051/02/01	9,592,984.01	45,278.87	
		JPMCC 2007-LDPX X 0.27947 2049/01/01	3,867,238.73	20,883.08	
		JPMCC 2012-C6 XA 1.84532 2045/05/01	2,012,340.82	150,684.08	
		JPMCC 2012-LC9 D 4.41994 2047/12/01	158,000.00	150,760.44	
		JPMCC 2013-C10 C 4.15577 2047/12/01	233,000.00	227,431.30	
		JPMCC 2013-C13 C 4.05353 2046/01/01	309,000.00	301,478.94	
		KANSAS GAS & ELECTRIC 5.647 2021/03/29	53,171.98	53,504.29	
		KERR-MCGEE CORP 7.875 2031/09/15	100,000.00	108,941.00	
		KEYC 2007-SL1 A2 5.59694 2040/12/01	103,931.66	103,709.24	
		KINDER MORGAN INC/DELAWA 3.05 2019/12/01	55,000.00	51,137.35	
		KONINKLIJKE KPN NV 8.375 2030/10/01	25,000.00	32,624.25	
		KRAFT FOODS GROUP INC 6.875 2039/01/26	40,000.00	47,748.40	
		LBUBS 2005-C2 XCL 0.195 2040/04/11	188,618.18	1.88	
		LBUBS 2006-C6 AJ 5.452 2039/09/11	322,000.00	324,086.56	
		LBUBS 2007-C2 XW 0.53861 2040/02/11	918,314.78	5,473.15	
		LBUBS 2007-C6 A4 5.858 2040/07/11	195,628.31	201,579.32	
		LEGRAND FRANCE SA 8.5 2025/02/15	182,000.00	243,636.12	
		LIBERTY MUTUAL GROUP 7.8 2037/03/15	170,000.00	193,800.00	
		LIMITED BRANDS INC 5.625 2022/02/15	50,000.00	53,156.50	
		LIMITED BRANDS INC 6.625 2021/04/01	110,000.00	121,962.50	

		LLOYDS BANK PLC 4.5 2024/11/04	200,000.00	203,786.00	
		MACYS RETAIL HLDGS INC 5.125 2042/01/15	25,000.00	21,292.75	
		MACYS RETAIL HLDGS INC 6.65 2024/07/15	33,000.00	37,640.13	
		MACYS RETAIL HLDGS INC 6.9 2029/04/01	11,000.00	11,886.93	
		MACYS RETAIL HLDGS INC 7 2028/02/15	4,000.00	4,520.96	
		MASS MUTUAL LIFE INS CO 8.875 2039/06/01	295,000.00	433,809.30	
		METLIFE CAPITAL TRUST IV 7.875 2037/12/15	600,000.00	732,000.00	
		METLIFE INC 6.4 2036/12/15	30,000.00	32,976.00	
		MEZZ 2005-C3 X IO P/P 144A 6.72949 2044/05/01	12,231.81	156.56	
		MEZZ 2006-C4 X 5.9595 2045/07/01	500,629.58	31,940.16	
		MEZZ 2007-C5 X 5.50034 2017/08/01	66,572.25	7,189.80	
		MID-AMERICA APT LP 4.3 2023/10/15	50,000.00	51,508.00	
		MIDAMERICAN ENERGY HLDGS 6.125 2036/04/01	160,000.00	187,948.80	
		MIDAMERICAN ENERGY HLDGS 6.5 2037/09/15	65,000.00	79,809.60	
		MIDAMERICAN FUNDING LLC 6.927 2029/03/01	55,000.00	70,847.15	
		MLMT 2004-KEY2 X-C 0.58335 2039/08/01	439,728.86	584.83	
		MOSAIC CO 5.45 2033/11/15	2,000.00	1,941.42	
		MOSAIC CO 5.625 2043/11/15	3,000.00	2,898.39	
		MOTIVA ENTERPRISES LLC 6.85 2040/01/15	155,000.00	160,105.70	
		MPT OPER PARTNERSP/FINL 6.875 2021/05/01	140,000.00	145,250.00	
		MSBAM 2013-C11 C 4.414 2046/08/01	259,000.00	259,049.21	
		MSBAM 2014-C17 XA 1.27211 2047/08/01	915,856.99	61,609.69	
		MSC 2005-IQ9 B 4.86 2056/07/01	810,000.00	817,913.70	
		MSC 2006-HQ9 C 5.842 2044/07/01	282,000.00	280,925.58	

		MSC 2007-T27 AJ 5.64484 2042/06/01	260,000.00	265,948.80	
		MSRR 2010-C30 A3B 5.246 2043/12/01	27,221.11	27,161.49	
		NBCUNIVERSAL MEDIA LLC 6.4 2040/04/30	130,000.00	163,311.20	
		NEW JERSEY BELL TELEPHON 8 2022/06/01	20,000.00	24,550.80	
		NOBLE HOLDING INTL LTD 6.05 2041/03/01	140,000.00	80,823.40	
		NORDEA BANK AB 4.875 2021/05/13	460,000.00	500,259.20	
		NORFOLK SOUTHERN CORP 6 2099/12/31	61,000.00	64,010.96	
		O'REILLY AUTOMOTIVE INC 3.85 2023/06/15	55,000.00	55,898.70	
		ONCOR ELECTRIC DELIVERY 4.1 2022/06/01	125,000.00	132,023.75	
		ONEAMERICA FINL 7 2033/10/15	300,000.00	323,391.00	
		OWENS CORNING INC 9 2019/06/15	19,000.00	22,093.01	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC 5.8 2037/03/01	125,000.00	146,260.00	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC 6.35 2038/02/15	50,000.00	61,473.50	
		PACIFICORP 6.25 2037/10/15	80,000.00	99,595.20	
		PARKER-HANNIFIN CORP 6.25 2038/05/15	75,000.00	95,506.50	
		PLAINS EXPLORATION & PRO 6.75 2022/02/01	40,000.00	23,600.00	
		PLAINS EXPLORATION & PRO 6.875 2023/02/15	10,000.00	5,650.00	
		POTOMAC EDISON CO 5.8 2016/10/15	135,000.00	138,375.00	
		PRICELINE GROUP INC/THE 3.65 2025/03/15	26,000.00	25,644.84	
		PRIDE INTERNATIONAL INC 7.875 2040/08/15	275,000.00	213,400.00	
		PROGRESSIVE CORP 6.7 2037/06/15	104,000.00	104,130.00	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC 5.2 2044/03/15	76,000.00	74,670.00	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC 5.625 2043/06/15	101,000.00	103,525.00	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC 6.625 2040/06/21	50,000.00	61,731.00	

		PUGET SOUND ENERGY INC 6.974 2067/06/01	255,000.00	207,187.50	
		RABOBANK NEDERLAND 11 2099/12/31	125,000.00	153,281.25	
		RECKSON OPERATING PRTSHP 5 2018/08/15	54,000.00	57,242.70	
		REPUBLIC SERVICES INC 5.7 2041/05/15	40,000.00	44,646.00	
		ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 9.5 2022/03/16	255,000.00	275,308.20	
		ROYAL BK SCOTLND GRP PLC 5.125 2024/05/28	120,000.00	121,611.60	
		SBA TOWER TRUST 5.101 2017/04/15	400,000.00	405,476.00	
		SES SA 5.3 2043/04/04	80,000.00	75,954.40	
		SPECTRA ENERGY CAPITAL 5.65 2020/03/01	60,000.00	63,441.00	
		SPECTRA ENERGY CAPITAL 8 2019/10/01	60,000.00	68,486.40	
		STANDARD CHARTERED PLC 5.7 2022/01/25	227,000.00	243,718.55	
		STATE STREET CAP TR IV 1.512 2037/06/15	625,000.00	512,500.00	
		TCI COMMUNICATIONS INC 7.875 2026/02/15	90,000.00	122,648.40	
		TEACHERS INSUR & ANNUITY 6.85 2039/12/16	96,000.00	119,841.60	
		TELEFONICA EMISIONES SAU 5.462 2021/02/16	240,000.00	269,395.20	
		TEXAS-NEW MEXICO PR 9.5 2019/04/01	160,000.00	192,164.80	
		TIME WARNER INC 9.15 2023/02/01	197,000.00	258,119.25	
		TRANS-CANADA PIPELINES 6.35 2067/05/15	375,000.00	281,212.50	
		UBSBB 2012-C4 XA 1.8093 2045/12/01	958,680.05	82,513.59	
		UNION CARBIDE CORP 7.75 2096/10/01	45,000.00	54,049.05	
		UNITED AIR LINES 6.636 2022/07/02	56,278.77	59,374.10	
		VERIZON COMMUNICATIONS 4.4 2034/11/01	75,000.00	69,752.25	
		VERIZON COMMUNICATIONS 4.522 2048/09/15	135,000.00	120,077.10	
		VERIZON COMMUNICATIONS 5.012 2054/08/21	270,000.00	246,739.50	

		VIACOM INC 7.875 2030/07/30	276,000.00	355,775.04	
		VULCAN MATERIALS CO 4.5 2025/04/01	30,000.00	29,604.00	
		WAMU 2005-AR11 A1B3 0.8216 2045/08/25	620,639.07	550,469.61	
		WAMU 2005-AR13 A1B3 0.7816 2045/10/25	272,838.26	235,691.33	
		WBCMT 2006-C25 AJ 5.76693 2043/05/01	173,000.00	173,742.17	
		WBCMT 2006-C26 XC 0.04374 2045/06/01	24,766,254.69	990.65	
		WBCMT 2006-C29 IO 0.37817 2048/11/01	13,937,371.70	40,836.49	
		WBCMT 2007-C34 IO 0.30212 2046/05/01	2,821,621.53	17,973.72	
		WELLS FARGO & COMPANY 5.875 2099/12/31	100,000.00	106,875.00	
		WESTAVACO CORP 7.95 2031/02/15	15,000.00	18,596.70	
		WESTAVACO CORP 8.2 2030/01/15	40,000.00	52,371.60	
		WEYERHAEUSER CO 7.375 2032/03/15	75,000.00	88,953.00	
		WFRBS 2012-C7 C 4.83772 2045/06/01	255,000.00	265,072.50	
		WFRBS 2013-C12 AS 3.56 2048/03/01	99,000.00	100,761.21	
		WFRBS 2013-C17 XA 1.55919 2046/12/01	1,688,357.39	117,661.62	
		WFRBS 2013-C18 AS 4.387 2046/12/01	195,000.00	209,851.20	
		WFRBS 2013-UBS1 AS 4.306 2046/03/01	121,000.00	129,515.98	
		WFRBS 2014-C19 C 4.646 2047/03/01	272,000.00	270,699.84	
		WFRBS 2014-C22 XA 0.95296 2057/09/01	2,024,781.82	114,703.89	
		WILLIAMS COMPANIES INC 4.55 2024/06/24	75,000.00	52,726.50	
		WILLIS GROUP HOLDINGS LT 5.75 2021/03/15	78,000.00	86,191.56	
		WISCONSIN ENERGY CORP 6.25 2067/05/15	755,000.00	547,375.00	
		XSTRATA CANADA FIN CORP 6 2041/11/15	35,000.00	23,537.50	
	アメリカ・ドル　小計		211,834,231.19	29,985,832.78 (3,532,331,101)	

社債券　合計		3,532,331,101 (3,532,331,101)	
合計		8,105,800,338 (8,105,800,338)	

（注）１．通貨種類ごとの小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。

（注）２．種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注）３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	5銘柄	18.38%	100%
	地方債証券	3銘柄	0.59%	
	特殊債券	65銘柄	38.78%	
	社債券	242銘柄	44.60%	

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。
なお、ＴＢＡ取引の買約定は、特殊債券に属します。
ＴＢＡ取引の売約定については、貸借対照表流動負債の「売付債券」に別途計上しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４　不動産等明細表

該当事項はありません。

第５　商品明細表

該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８　借入金明細表

該当事項はありません。

「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン　マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	299,746,783	51,483,493
コール・ローン	10,212,159	22,696,270
国債証券	1,323,395,192	1,316,133,661
特殊債券	142,543,958	132,893,800
社債券	550,336,239	577,436,851
派生商品評価勘定	2,886,173	3,633,097
未収利息	22,328,324	26,944,208
前払費用	7,615,013	727,050
流動資産合計	2,359,063,841	2,131,948,430
資産合計	2,359,063,841	2,131,948,430
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,047,453	4,973,914
未払解約金	9,639,203	4,215,692
流動負債合計	12,686,656	9,189,606
負債合計	12,686,656	9,189,606
純資産の部		
元本等		
元本	1,223,833,909	1,150,565,356
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,122,543,276	972,193,468
純資産合計	2,346,377,185	2,122,758,824
負債純資産合計	2,359,063,841	2,131,948,430

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

	外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
1．　受益権総口数	1,223,833,909口	1,150,565,356口
2．　1口当たり純資産額	1.9172円	1.8450円
（1万口当たり純資産額）	(19,172円)	(18,450円)

（金融商品に関する注記）

I　金融商品の状況に関する事項

項目	（自　平成27年1月14日 至　平成27年7月10日）	（自　平成27年7月11日 至　平成28年1月12日）
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．　金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）にて記載したとおりであります。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成27年7月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	平成28年1月12日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△14,120,039	1,526,066
特殊債券	△999,884	△2,075,569
社債券	△15,690,689	△3,612,665
合計	△30,810,612	△4,162,168

（デリバティブ取引等に関する注記）

デリバティブ取引

通貨関連

種類	（平成27年7月10日 現在）				（平成28年1月12日 現在）			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	164,202,564	－	161,432,530	2,770,034	131,640,990	－	128,010,479	3,630,511
イギリス・ポンド	18,366,376	－	17,922,240	444,136	17,620,186	－	16,471,364	1,148,822
スイス・フラン	1,582,938	－	1,530,340	52,598	5,886,288	－	5,791,332	94,956
スウェーデン・クローナ	14,753,518	－	14,487,834	265,684	24,437,741	－	23,855,321	582,420
デンマーク・クローネ	－	－	－	－	1,848,000	－	1,809,984	38,016
ノルウェー・クローネ	12,137,499	－	11,497,824	639,675	－	－	－	－
ポーランド・ズロチ	13,278,312	－	12,780,576	497,736	12,234,672	－	11,748,978	485,694
ユーロ	104,083,921	－	103,213,716	870,205	69,614,103	－	68,333,500	1,280,603
買　建	142,592,564	－	139,661,250	△2,931,314	131,640,990	－	126,669,662	△4,971,328
イギリス・ポンド	47,415,191	－	46,784,514	△630,677	33,155,853	－	30,939,454	△2,216,399
スイス・フラン	725,694	－	707,300	△18,394	－	－	－	－
スウェーデン・クローナ	－	－	－	－	20,612,577	－	20,061,692	△550,885
チェコ・コルナ	7,849,023	－	7,875,959	26,936	3,510,654	－	3,439,183	△71,471
デンマーク・クローネ	6,212,276	－	6,144,012	△68,264	6,353,823	－	6,237,246	△116,577
ノルウェー・クローネ	20,271,737	－	19,339,830	△931,907	5,981,196	－	5,606,160	△375,036
ユーロ	60,118,643	－	58,809,635	△1,309,008	62,026,887	－	60,385,927	△1,640,960
合計	306,795,128	－	301,093,780	△161,280	263,281,980	－	254,680,141	△1,340,817

（注）　時価の算定方法

１．国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

２．上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	1,342,239,387円	1,223,833,909円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	71,196,502円	54,648,848円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	189,601,980円	127,917,401円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン	186,831,130円	163,749,195円
ニッセイ／パトナム・世界債券ファンド	13,200,001円	11,896,482円
ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン	777,370,028円	744,399,213円
ニッセイ／パトナム・毎月分配ユーロインカムオープン	246,432,750円	230,520,466円
計	1,223,833,909円	1,150,565,356円

附属明細表（平成28年1月12日現在）

第１　有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額又は口数	評価額	備考
国債証券	イギリス・ポンド	TSY 3 3/4% 2019 3.75 2019/09/07	240,000.00	264,712.80	
		TSY 4 1/2% 2034 4.5 2034/09/07	100,000.00	132,208.00	
		TSY 4% 2060 4 2060/01/22	120,000.00	171,858.00	

	UK TSY 1% 2017 1 2017/09/07	180,000.00	181,454.40	
	UK TSY 1.75% 2022 1.75 2022/09/07	500,000.00	510,200.00	
	UK TSY 2 3/4% 2024 2.75 2024/09/07	460,000.00	499,836.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044 3.25 2044/01/22	390,000.00	443,784.90	
イギリス・ポンド　小計		1,990,000.00	2,204,054.10 (377,840,994)	
スイス・フラン	SWITZERLAND 2 2022/05/25	390,000.00	451,857.90	
スイス・フラン　小計		390,000.00	451,857.90 (53,115,896)	
スウェーデン・クローナ	SWEDISH GOVERNMENT 3.5 2022/06/01	1,170,000.00	1,394,172.00	
スウェーデン・クローナ　小計		1,170,000.00	1,394,172.00 (19,225,632)	
デンマーク・クローネ	KINGDOM OF DENMARK 1.75 2025/11/15	600,000.00	649,608.00	
	KINGDOM OF DENMARK 4.5 2039/11/15	110,000.00	176,880.00	
デンマーク・クローネ　小計		710,000.00	826,488.00 (14,166,004)	
ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT 3 2024/03/14	350,000.00	397,950.00	
ノルウェー・クローネ　小計		350,000.00	397,950.00 (5,252,940)	
ポーランド・ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 3.25 2019/07/25	812,000.00	851,073.44	
ポーランド・ズロチ　小計		812,000.00	851,073.44 (24,987,516)	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM 4.25 2022/09/28	240,000.00	302,364.00	
	BELGIUM KINGDOM 4.25 2041/03/28	70,000.00	103,793.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 1.15 2020/07/30	383,000.00	391,188.54	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4 2020/04/30	50,000.00	57,153.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.4 2023/10/31	370,000.00	450,667.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.65 2025/07/30	70,000.00	87,767.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.15 2044/10/31	70,000.00	98,877.10	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.5 2017/07/30	170,000.00	184,417.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.5 2044/07/04	40,000.00	50,789.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 0.7 2020/05/01	561,000.00	566,739.03	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 2.5 2024/12/01	160,000.00	173,963.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.5 2023/05/01	80,000.00	98,723.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75 2023/08/01	680,000.00	854,270.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75 2044/09/01	160,000.00	226,180.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 5.25 2017/08/01	340,000.00	367,941.20	
		FRANCE (GOVT OF) 0.5 2025/05/25	400,000.00	388,136.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3.25 2021/10/25	610,000.00	717,963.90	
		FRANCE (GOVT OF) 4 2055/04/25	40,000.00	60,640.40	
		FRANCE (GOVT OF) 4.5 2041/04/25	130,000.00	199,680.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT 3.75 2042/01/15	60,000.00	90,447.60	
		Netherlands Government Bond 2.25 2022/07/15	230,000.00	260,159.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA 3.5 2021/09/15	406,000.00	484,138.76	
		TREASURY 5% 2020 5 2020/10/18	170,000.00	209,343.10	
	ユーロ　小計		5,490,000.00	6,425,345.53 (821,544,679)	
国債証券　合計				1,316,133,661 (1,316,133,661)	
特殊債券	ユーロ	EFSF 2.25 2022/09/05	272,000.00	307,844.16	
		ELECTRICITE DE FRANCE 4.25 2020/01/29	300,000.00	298,077.00	
		EUROPEAN UNION 3.25 2018/04/04	402,000.00	433,448.46	
	ユーロ　小計		974,000.00	1,039,369.62 (132,893,800)	
特殊債券　合計				132,893,800 (132,893,800)	
社債券	ユーロ	ALBEMARLE CORP 1.875 2021/12/08	350,000.00	340,242.00	

		ARCELORMITTAL 10.625 2016/06/03	500,000.00	509,875.00	
		AT&T INC 3.5 2025/12/17	120,000.00	134,713.20	
		CITIGROUP INC 1.375 2021/10/27	500,000.00	502,285.00	
		DEUTSCHE BANK AG 2.75 2025/02/17	150,000.00	137,991.00	
		EDP FINANCE BV 4.125 2020/06/29	200,000.00	217,820.00	
		GAZPROM (GAZ CAPITAL SA) 3.389 2020/03/20	150,000.00	142,687.50	
		GE CAPITAL TRUST IV 4.625 2066/09/15	85,000.00	86,248.65	
		GENERAL ELEC CAP CORP 4.125 2035/09/19	500,000.00	606,685.00	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC 2.125 2024/09/30	150,000.00	151,978.50	
		JPMORGAN CHASE & CO 2.75 2022/08/24	500,000.00	544,985.00	
		REXAM PLC 6.75 2067/06/29	75,000.00	75,556.50	
		SIEMENS FINANCIERINGSMAT 5.25 2066/09/14	55,000.00	56,505.35	
		SUEDZUCKER INT FINANCE 2.968 2099/12/31	125,000.00	115,468.75	
		TELEFONICA EMISIONES SAU 3.987 2023/01/23	500,000.00	567,130.00	
		WALGREENS BOOTS ALLIANCE 2.125 2026/11/20	350,000.00	325,993.50	
	ユーロ　小計		4,310,000.00	4,516,164.95 (577,436,851)	
社債券　合計				577,436,851 (577,436,851)	
合計				2,026,464,312 (2,026,464,312)	

（注）１．通貨種類ごとの小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。

（注）２．種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注）３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
イギリス・ポンド	国債証券　7銘柄	17.80%	18.65%
スイス・フラン	国債証券　1銘柄	2.50%	2.62%
スウェーデン・クローナ	国債証券　1銘柄	0.91%	0.95%
デンマーク・クローネ	国債証券　2銘柄	0.67%	0.70%

ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	0.25%	0.26%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	1.18%	1.23%
ユーロ	国債証券	23銘柄	38.70%	75.59%
	特殊債券	3銘柄	6.26%	
	社債券	16銘柄	27.20%	

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

第４　不動産等明細表

該当事項はありません。

第５　商品明細表

該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８　借入金明細表

該当事項はありません。

「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	1,050,178,341	1,113,979,550
コール・ローン	209,219,618	158,088,914
株式	29,287,828,644	24,800,380,824
投資証券	427,357,029	405,871,961

派生商品評価勘定	82,266,825	184,391,565
未収入金	78,193,047	88,902,468
未収配当金	28,292,150	16,164,588
流動資産合計	31,163,335,654	26,767,779,870
資産合計	31,163,335,654	26,767,779,870
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	133,744,029	223,696,607
未払金	40,174,636	109,714,604
未払解約金	65,145,275	37,754,621
流動負債合計	239,063,940	371,165,832
負債合計	239,063,940	371,165,832
純資産の部		
元本等		
元本	15,503,289,270	15,467,273,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,420,982,444	10,929,340,630
純資産合計	30,924,271,714	26,396,614,038
負債純資産合計	31,163,335,654	26,767,779,870

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。
4．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

	外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
1．　受益権総口数	15,503,289,270口	15,467,273,408口
2．　1口当たり純資産額	1.9947円	1.7066円
（1万口当たり純資産額）	(19,947円)	(17,066円)

（金融商品に関する注記）

I　金融商品の状況に関する事項

項目	（自　平成27年1月14日 至　平成27年7月10日）	（自　平成27年7月11日 至　平成28年1月12日）
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．　金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）にて記載したとおりであります。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成27年7月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	平成28年1月12日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	819,535,262	△1,168,926,189
投資証券	26,333,297	△22,750,547
合計	845,868,559	△1,191,676,736

（デリバティブ取引等に関する注記）

デリバティブ取引

通貨関連

種類	（平成27年7月10日 現在）				（平成28年1月12日 現在）			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	6,494,688,406	－	6,421,856,061	72,832,345	5,659,137,753	－	5,474,746,188	184,391,565
アメリカ・ドル	3,183,818,606	－	3,147,938,961	35,879,645	2,810,306,662	－	2,732,215,001	78,091,661
イギリス・ポンド	701,466,505	－	688,382,037	13,084,468	993,431,485	－	920,564,330	72,867,155
カナダ・ドル	－	－	－	－	82,472,205	－	81,633,170	839,035
シンガポール・ドル	75,301,776	－	75,018,624	283,152	17,730,944	－	16,844,808	886,136
スイス・フラン	－	－	－	－	79,584,750	－	76,629,210	2,955,540
スウェーデン・クローナ	222,599,361	－	220,451,607	2,147,754	91,541,205	－	89,338,515	2,202,690
ユーロ	2,311,502,158	－	2,290,064,832	21,437,326	1,584,070,502	－	1,557,521,154	26,549,348
買　建	6,494,688,406	－	6,370,378,857	△124,309,549	5,659,137,753	－	5,435,441,146	△223,696,607
アメリカ・ドル	3,310,869,800	－	3,249,552,588	△61,317,212	2,848,831,091	－	2,741,416,441	△107,414,650
イギリス・ポンド	256,615,349	－	252,572,901	△4,042,448	－	－	－	－
イスラエル・シュケル	88,468,660	－	87,749,934	△718,726	84,180,011	－	81,839,742	△2,340,269
オーストラリア・ドル	523,430,222	－	505,830,615	△17,599,607	857,579,047	－	815,661,226	△41,917,821
カナダ・ドル	873,411,716	－	855,409,632	△18,002,084	985,310,776	－	940,687,690	△44,623,086
シンガポール・ドル	56,945,795	－	56,498,176	△447,619	－	－	－	－
スイス・フラン	309,661,272	－	301,194,060	△8,467,212	202,786,274	－	198,164,785	△4,621,489
デンマーク・クローネ	202,923,789	－	200,289,012	△2,634,777	195,122,981	－	190,086,028	△5,036,953

ノルウェー・クローネ	55,085,215	－	52,535,016	△2,550,199	49,749,931	－	46,275,824	△3,474,107
ユーロ	577,898,432	－	565,647,339	△12,251,093	266,627,319	－	256,726,386	△9,900,933
香港・ドル	239,378,156	－	243,099,584	3,721,428	168,950,323	－	164,583,024	△4,367,299
合計	12,989,376,812	－	12,792,234,918	△51,477,204	11,318,275,506	－	10,910,187,334	△39,305,042

（注）　時価の算定方法

１．国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

２．上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成27年7月10日現在）	（平成28年1月12日現在）
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	16,677,503,506円	15,503,289,270円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	1,623,934,497円	1,961,955,508円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	2,798,148,733円	1,997,971,370円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	93,247,896円	97,933,879円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準　型）	107,762,474円	110,697,983円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	90,016,362円	88,615,893円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）ＶＡ（適格機関投資家専用）	32,547,409円	28,266,046円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	350,126,286円	317,357,046円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	1,453,836,505円	1,312,451,469円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	309,541,461円	329,769,210円
ＤＣニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式	9,078,565,461円	9,068,053,590円

ＤＣニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）	257,691,589円	297,567,121円
ＤＣニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標　準型）	1,392,831,762円	1,547,095,834円
ＤＣニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）	1,213,860,039円	1,307,060,643円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（成長型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	771,423,163円	620,266,226円
ニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式ＳＡ（適格機関投資家限定）	48,171,398円	42,182,728円
ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン	176,964,212円	168,399,877円
ＤＣニッセイバランスアクティブ	126,703,253円	131,555,863円
計	15,503,289,270円	15,467,273,408円

附属明細表（平成28年1月12日現在）

第１　有価証券明細表

① 株式

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	
アメリカ・ドル	ADVANCE AUTO PARTS	14,900	147.05	2,191,045.00	
	ALPHABET INC-CL C	8,937	716.03	6,399,160.11	
	AMAG PHARMACEUTICALS INC	23,400	23.35	546,390.00	
	AMAZON.COM INC	4,900	617.74	3,026,926.00	
	AMERICAN AIRLINES GROUP INC	40,500	41.08	1,663,740.00	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	58,668	57.69	3,384,556.92	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	31,100	37.75	1,174,025.00	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SPN ADR	12,200	119.17	1,453,874.00	
	ASSURED GUARANTY LTD	88,200	25.02	2,206,764.00	
	AXIALL CORP	42,700	11.89	507,703.00	
	BANK OF AMERICA CORP	91,900	15.31	1,406,989.00	
	BARD (C.R.) INC	9,600	177.96	1,708,416.00	
	BIOGEN INC	5,900	278.54	1,643,386.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	26,600	62.98	1,675,268.00	
	BRUNSWICK CORP	36,325	44.52	1,617,189.00	
	CABOT OIL & GAS CORP	95,900	16.00	1,534,400.00	
	CALATLANTIC GROUP INC	39,809	32.64	1,299,365.76	
	CALPINE CORP	276,500	14.41	3,984,365.00	
	CAPITAL SENIOR LIVING CORP	74,400	18.67	1,389,048.00	

CARDINAL HEALTH INC	43,000	79.27	3,408,610.00	
CELGENE CORP	15,900	103.03	1,638,177.00	
CHARLES SCHWAB CORP	48,400	28.74	1,391,016.00	
CHARTER COMMUNICATION-A	11,300	175.63	1,984,619.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,900	411.10	1,192,190.00	
COMPUTER SCIENCES CORP	35,400	29.57	1,046,778.00	
COOPER COS INC/THE	13,000	127.66	1,659,580.00	
COTY INC-CL A	106,900	22.75	2,431,975.00	
CSRA INC	46,500	28.09	1,306,185.00	
DISH NETWORK CORP	26,900	53.24	1,432,156.00	
E*TRADE FINANCIAL	109,800	26.66	2,927,268.00	
EI DU PONT DE NEMOURS & CO	32,400	59.18	1,917,432.00	
EXELON CORP	117,700	28.06	3,302,662.00	
EXXON MOBIL CORP	32,600	73.69	2,402,294.00	
FACEBOOK INC-A	17,700	97.51	1,725,927.00	
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	48,679	49.84	2,426,161.36	
GRUBHUB INC	46,600	21.72	1,012,152.00	
HALLIBURTON CO	39,400	31.55	1,243,070.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC	77,710	40.92	3,179,893.20	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	69,430	19.24	1,335,833.20	
HOME DEPOT INC	15,270	125.78	1,920,660.60	
HOWARD HUGHES CORP/THE	11,600	103.90	1,205,240.00	
IMPAX LABORATORIES INC	39,200	36.10	1,415,120.00	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	10,500	123.58	1,297,590.00	
JM SMUCKER CO	27,800	120.74	3,356,572.00	
KENNEDY-WILSON HOLDINGS INC	66,039	20.51	1,354,459.89	
KRAFT HEINZ CO/THE	16,800	72.27	1,214,136.00	
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	16,600	115.89	1,923,774.00	
LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	28,400	49.45	1,404,380.00	
LIBERTY GLOBAL PLC-A	38,700	35.51	1,374,237.00	
LIVE NATION INC	46,700	22.78	1,063,826.00	
LOWE'S COS INC	28,000	72.68	2,035,040.00	
MICRON TECHNOLOGY INC	90,900	12.53	1,138,977.00	
MONSANTO CO	26,500	92.28	2,445,420.00	

	MORGAN STANLEY	45,600	28.46	1,297,776.00	
	NOMAD FOODS LTD	95,333	12.40	1,182,129.20	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	13,200	188.11	2,483,052.00	
	NRG ENERGY INC	164,200	10.23	1,679,766.00	
	NRG YIELD INC-CLASS C	115,800	13.50	1,563,300.00	
	PERRIGO CO PLC	8,450	143.61	1,213,504.50	
	PINNACLE FOODS INC	45,600	44.69	2,037,864.00	
	PTC THERAPEUTICS INC	33,500	23.18	776,530.00	
	PULTE GROUP INC	126,400	16.16	2,042,624.00	
	RADIAN GROUP INC	73,980	11.83	875,183.40	
	RAYTHEON CO	17,500	123.53	2,161,775.00	
	RE/MAX HOLDINGS INC-CL A	61,016	33.52	2,045,256.32	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	20,700	103.87	2,150,109.00	
	SEALED AIR CORP	50,800	41.31	2,098,548.00	
	SERVICE CORP INTERNATIONAL	56,600	24.68	1,396,888.00	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	5,900	241.97	1,427,623.00	
	TILE SHOP HLDGS INC	74,868	16.07	1,203,128.76	
	TIVO INC	149,800	7.89	1,181,922.00	
	TREEHOUSE FOODS INC	15,400	68.95	1,061,830.00	
	UNION PACIFIC CORP	25,300	74.81	1,892,693.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	45,000	73.92	3,326,400.00	
	VODAFONE GROUP PLC-SP ADR	83,745	32.15	2,692,401.75	
	YAHOO! INC	74,300	30.17	2,241,631.00	
アメリカ・ドル　小計		3,790,659		140,957,956.97 (16,604,847,331)	
イギリス・ポンド	ADMIRAL GROUP PLC	62,733	16.15	1,013,137.95	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	43,617	30.36	1,324,212.12	
	ASTRAZENECA PLC	43,726	42.55	1,860,759.93	
	COMPASS GROUP PLC	130,137	11.33	1,474,452.21	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	66,709	35.11	2,342,486.53	
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	187,711	5.89	1,106,556.34	
	PRUDENTIAL PLC	84,513	13.63	1,152,334.75	
	REGUS PLC	355,572	3.02	1,074,894.15	
	SABMILLER PLC	41,041	40.50	1,662,160.50	
	ST JAMES'S PLACE PLC	90,814	9.07	823,682.98	

	WORLDPAY GROUP PLC-W/I	301,789	3.09	934,640.53	
イギリス・ポンド　小計		1,408,362		14,769,317.99 (2,531,904,182)	
シンガポール・ドル	EZION HOLDINGS LTD	2,207,380	0.57	1,258,206.60	
シンガポール・ドル　小計		2,207,380		1,258,206.60 (103,298,762)	
スイス・フラン	DORMA+KABA HOLDING AG-REG B	2,746	649.00	1,782,154.00	
	NESTLE SA	26,991	70.25	1,896,117.75	
	NOVARTIS AG	51,564	80.70	4,161,214.80	
スイス・フラン　小計		81,301		7,839,486.55 (921,531,643)	
スウェーデン・クローナ	ASSA ABLOY AB	106,479	167.60	17,845,880.40	
	COM HEM HOLDING AB-W/I	200,849	73.85	14,832,698.65	
スウェーデン・クローナ　小計		307,328		32,678,579.05 (450,637,605)	
ユーロ	AENA SA	17,681	102.80	1,817,606.80	
	ATRESMEDIA CORPORACION DE MEDIOS DE COMUNICAION SA	150,272	8.92	1,340,426.24	
	BANK OF IRELAND	7,931,520	0.32	2,546,017.92	
	DALATA HOTEL GROUP LTD	379,552	5.15	1,954,692.80	
	EURAZEO	23,031	55.11	1,269,238.41	
	ING GROEP NV	114,616	11.49	1,316,937.84	
	KERRY GROUP PLC-A	22,848	74.59	1,704,232.32	
	LUXOTTICA GROUP SPA	30,537	56.30	1,719,233.10	
	MEDIASET SPA	391,490	3.27	1,282,521.24	
	NATIXIS	261,027	4.51	1,179,058.95	
	NH HOTELES GROUP SA	302,480	4.49	1,358,135.20	
	NUMERICABLE GROUP- W/I	52,585	36.85	1,937,757.25	
	PERMANENT TSB GROUP HOLDINGS	350,434	4.30	1,509,669.67	
	RIB SOFTWARE AG	106,125	10.50	1,114,312.50	
	ROYAL KPN NV	516,903	3.33	1,722,837.69	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	47,821	23.56	1,126,901.86	
	SYMRISE AG	32,322	57.32	1,852,697.04	
	TELECOM ITALIA-RNC	2,595,053	0.86	2,231,745.58	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	102,962	21.31	2,194,120.22	
ユーロ　小計		13,429,259		31,178,142.63 (3,986,437,317)	

香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	452,000	29.40	13,288,800.00	
香港・ドル　小計		452,000		13,288,800.00 (201,723,984)	
合計		21,676,289		24,800,380,824 (24,800,380,824)	

② 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額又は口数	評価額	備考
投資証券	イギリス・ポンド	BIG YELLOW GROUP PLC	110,834.00	849,542.61	
	イギリス・ポンド　小計		110,834.00	849,542.61 (145,637,090)	
	ユーロ	HIBERNIA REIT PLC-W/I	1,537,244.00	2,035,311.05	
	ユーロ　小計		1,537,244.00	2,035,311.05 (260,234,871)	
投資証券　合計				405,871,961 (405,871,961)	
合計				405,871,961 (405,871,961)	

（注）１．通貨種類ごとの小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。

（注）２．種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注）３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	76銘柄	62.91%	-%	65.88%
イギリス・ポンド	株式	11銘柄	9.59%	-%	10.62%
	投資証券	1銘柄	-%	0.55%	
シンガポール・ドル	株式	1銘柄	0.39%	-%	0.41%
スイス・フラン	株式	3銘柄	3.49%	-%	3.66%
スウェーデン・クローナ	株式	2銘柄	1.71%	-%	1.79%
ユーロ	株式	19銘柄	15.10%	-%	16.85%
	投資証券	1銘柄	-%	0.99%	
香港・ドル	株式	1銘柄	0.76%	-%	0.80%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

第４　不動産等明細表

該当事項はありません。

第５　商品明細表

該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８　借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン」　（平成28年1月29日現在）

Ⅰ　資産総額	907,219,361円
Ⅱ　負債総額	648,768円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	906,570,593円
Ⅳ　発行済数量	966,105,855口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9384円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

ありません。

（３）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

平成28年2月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。
委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。
最近5年間における資本金の増減はありません。

（２）委託会社等の機構

①　会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

②　投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年2月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	286	44,578
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	44	8,134
単位型公社債投資信託	4	194
合計	334	52,907

○　純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1)　委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2)　当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第20期事業年度（自平成26年4月1日　至平成27年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第21期事業年度に係る中間会計期間（自平成27年4月1日　至平成27年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （平成26年3月31日）		当事業年度 （平成27年3月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,509,845		3,488,730
有価証券		7,325,806		5,209,385
前払費用		207,351		499,710
未収委託者報酬		1,897,225		2,778,650
未収運用受託報酬		1,419,102		1,519,030
未収投資助言報酬		190,027		216,814
繰延税金資産		406,503		417,418
その他		26,376		52,788
流動資産合計		12,982,239		14,182,529
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	102,335	※1	88,529
車両	※1	1,009	※1	588

器具備品	※1	105,718	※1	90,111
有形固定資産合計		209,063		179,229
無形固定資産				
ソフトウェア		949,954		854,449
ソフトウェア仮勘定		28,053		17,421
その他		8,107		8,075
無形固定資産合計		986,115		879,946
投資その他の資産				
投資有価証券		31,159,584		35,677,217
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		-		175,262
差入保証金		284,888		284,888
繰延税金資産		160,839		-
その他		17		17
投資その他の資産合計		31,671,552		36,203,608
固定資産合計		32,866,731		37,262,784
資産合計		45,848,971		51,445,314
負債の部				
流動負債				
預り金		29,930		33,209
未払償還金		137,842		137,094
未払手数料		711,826		995,185
未払運用委託報酬		508,934		655,766
未払投資助言報酬		310,490		410,223
その他未払金		248,117		324,326
未払費用		79,355		97,490
未払法人税等		1,283,286		1,556,244
賞与引当金		769,569		787,638
その他		168,940		498,615
流動負債合計		4,248,293		5,495,794
固定負債				
退職給付引当金		1,106,561		1,253,790

役員退職慰労引当金	19,950	25,400
繰延税金負債	-	13,483
固定負債合計	1,126,511	1,292,673
負債合計	5,374,805	6,788,467
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	20,276,469	23,998,814
利益剰余金合計	20,956,276	24,678,621
株主資本合計	39,238,116	42,960,461
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,236,049	1,696,385
評価・換算差額等合計	1,236,049	1,696,385
純資産合計	40,474,166	44,656,846
負債・純資産合計	45,848,971	51,445,314

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成25年4月１日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	12,436,743	15,670,934
運用受託報酬	6,674,387	7,825,480
投資助言報酬	791,350	872,448

業務受託料		47,100		47,100
営業収益計		19,949,580		24,415,963
営業費用				
支払手数料		5,367,041		6,834,391
広告宣伝費		13,397		28,551
公告費		161		-
調査費		3,767,832		4,581,959
支払運用委託報酬		1,587,647		1,811,448
支払投資助言報酬		1,228,668		1,722,179
委託調査費		66,025		80,518
調査費		885,490		967,812
委託計算費		128,890		148,832
営業雑経費		538,997		581,870
通信費		55,199		53,825
印刷費		147,275		170,610
協会費		20,172		21,379
その他営業雑経費		316,349		336,053
営業費用計		9,816,320		12,175,604
一般管理費				
役員報酬	※1	63,866	※1	62,272
給料・手当		2,906,149		2,905,979
賞与引当金繰入額		766,843		782,365
賞与		248,914		237,611
福利厚生費		569,577		532,618
退職給付費用		241,558		283,064
役員退職慰労引当金繰入額		7,300		7,250
その他人件費		97,103		101,498
不動産賃借料		574,467		544,587
その他不動産経費		26,330		25,737
交際費		14,005		20,059
旅費交通費		79,754		100,791
固定資産減価償却費		511,498		440,227
租税公課		93,822		104,874
業務委託費		208,262		194,856
器具備品費		143,717		156,991
保守料		83,044		-
保険料		59,043		56,700
諸経費		48,305		135,187

一般管理費計		6,743,562		6,692,676
営業利益		3,389,697		5,547,682
営業外収益				
受取利息		166		274
有価証券利息		76,250		70,792
受取配当金	※4	81,042	※4	177,354
為替差益		20,176		31,164
その他営業外収益		13,559		6,906
営業外収益計		191,194		286,492
営業外費用				
控除対象外消費税		4,451		19,444
その他営業外費用		1,182		6,244
営業外費用計		5,634		25,689
経常利益		3,575,257		5,808,485
特別利益				
投資有価証券売却益		1,377		366,068
投資有価証券償還益		102,298		15,343
特別利益計		103,675		381,411
特別損失				
投資有価証券償還損		6,903		-
固定資産除却損	※3	8,924	※3	8,042
事故損失賠償金	※2	2,387	※2	25,550
寄付金		142,550		-
特別損失計		160,764		33,593
税引前当期純利益		3,518,168		6,156,304
法人税、住民税及び事業税		1,474,066		2,284,237
法人税等調整額		△95,320		14,162
法人税等合計		1,378,745		2,298,400
当期純利益		2,139,422		3,857,904

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成25年4月１日　至　平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	18,272,607	18,952,414	37,234,254
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△135,560	△135,560	△135,560
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	2,139,422	2,139,422	2,139,422
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,003,862	2,003,862	2,003,862
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	20,276,469	20,956,276	39,238,116

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	846,135	846,135	38,080,390
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△135,560
当期純利益	-	-	2,139,422
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	389,913	389,913	389,913
当期変動額合計	389,913	389,913	2,393,775
当期末残高	1,236,049	1,236,049	40,474,166

当事業年度(自 平成26年4月１日　至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	20,276,469	20,956,276	39,238,116
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△135,560	△135,560	△135,560
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	3,857,904	3,857,904	3,857,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,722,344	3,722,344	3,722,344
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	23,998,814	24,678,621	42,960,461

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,236,049	1,236,049	40,474,166
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△135,560
当期純利益	-	-	3,857,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	460,336	460,336	460,336
当期変動額合計	460,336	460,336	4,182,680
当期末残高	1,696,385	1,696,385	44,656,846

注記事項
（重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	①　満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ②　その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

	時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。 ③　関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
２．固定資産の減価償却の方法	①　有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ②　無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
３．引当金の計上基準	①　賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 ②　退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③　役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．リース取引の処理方法	平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
６．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

※１．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
建物	254,648千円	272,378千円
車両	6,004	6,425
器具備品	520,399	481,704
計	781,053	760,508

（損益計算書関係）

※１．役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

取締役	180,000千円
監査役	40,000千円

※２．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

※３．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年4月 1日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 (自　平成26年4月 1日 至　平成27年3月31日)
器具備品	8,924千円	4,128千円
その他	―	3,914
計	8,924	8,042

※４．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 （自　平成25年4月 1日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 (自　平成26年4月 1日 至　平成27年3月31日)
関係会社からの受取配当金	―	41,126千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 （千株）	当事業年度 増加株式数 （千株）	当事業年度 減少株式数 （千株）	当事業年度末 株式数 （千株）
発行済株式				
普通株式	108	―	―	108
合計	108	―	―	108

２．配当に関する事項

①配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
１株当たり配当額	1,250円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月24日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	1,250円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月26日

当事業年度（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 （千株）	当事業年度 増加株式数 （千株）	当事業年度 減少株式数 （千株）	当事業年度末 株式数 （千株）
発行済株式				
普通株式	108	―	―	108
合計	108	―	―	108

２．配当に関する事項

①配当金支払額

平成26年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
１株当たり配当額	1,250円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月26日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	1,250円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月25日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額　　(単位：千円)

	前事業年度（平成26年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	762	100

(単位：千円)

	当事業年度（平成27年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	―	―	―

② 未経過リース料期末残高相当額等　　(単位：千円)

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
１年内	107	―
１年超	―	―

合計	107	―

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額　　(単位：千円)

	前事業年度 （自　平成25年4月１日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 （自　平成26年4月１日 至　平成27年3月31日）
支払リース料	186	108
減価償却費相当額	172	100
支払利息相当額	6	1

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません(（注2）を参照下さい)。

前事業年度（平成26年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①　現金・預金	1,509,845	1,509,845	―
②　有価証券			
満期保有目的の債券	4,626,076	4,632,360	6,283
その他有価証券	2,699,730	2,699,730	―
③　投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,227,190	23,299,720	72,529
その他有価証券	7,864,894	7,864,894	―

当事業年度（平成27年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①　現金・預金	3,488,730	3,488,730	―

②　有価証券			
満期保有目的の債券	5,209,385	5,215,010	5,624
③　投資有価証券			
満期保有目的の債券	22,414,879	22,498,520	83,640
その他有価証券	13,194,837	13,194,837	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	66,222	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	1,509,845	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,600,000	23,200,000	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	4,888,361	3,035,620	1,624,417	3,044
合計	10,998,206	26,235,620	1,624,417	3,044

（注）投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成27年3月31日)

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	3,488,730	―	―	―

有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,200,000	22,400,000	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	990,647	9,384,052	1,683,297	3,372
合計	9,679,377	31,784,052	1,683,297	3,372

（注）投資信託受益証券、国債であります。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	26,554,298	26,634,680	80,381
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	26,554,298	26,634,680	80,381
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,298,967	1,297,400	△1,567
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	1,298,967	1,297,400	△1,567
合計		27,853,266	27,932,080	78,813

当事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	26,620,113	26,710,130	90,016
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	26,620,113	26,710,130	90,016
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,004,151	1,003,400	△751
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	1,004,151	1,003,400	△751
合計		27,624,265	27,713,530	89,264

２．その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価または償却原価（千円）	差額（千円）

貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	1,799,820	1,799,764	55
	①国債・地方債等	1,799,820	1,799,764	55
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	(3)その他（注１）	7,295,640	5,502,350	1,793,290
	小計	9,095,460	7,302,114	1,793,345
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	899,910	899,912	△2
	①国債・地方債等	899,910	899,912	△2
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	(3)その他（注１）	569,254	583,000	△13,745
	小計	1,469,164	1,482,912	△13,748
合計		10,564,624	8,785,027	1,779,597

当事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価または償却原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	3,113,940	3,105,255	8,684
	①国債・地方債等	3,113,940	3,105,255	8,684
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	(3)その他（注１）	7,809,441	5,421,939	2,387,501
	小計	10,923,381	8,527,195	2,396,186
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	1,900,070	1,902,293	△2,223
	①国債・地方債等	1,900,070	1,902,293	△2,223
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	(3)その他（注１）	371,386	376,170	△4,783
	小計	2,271,456	2,278,463	△7,006
合計		13,194,837	10,805,658	2,389,179

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

　また、関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成25年4月1日　至平成26年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	－	－	－
(2)債券	－	－	－
(3)その他	256,377	1,377	－
合計	256,377	1,377	－

当事業年度（自平成26年4月1日　至平成27年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	－	－	－
(2)債券	－	－	－
(3)その他	1,249,329	366,068	－
合計	1,249,329	366,068	－

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	929,869 千円
退職給付費用	212,344
退職給付の支払額	△35,652
退職給付引当金の期末残高	1,106,561

（２）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	212,344 千円

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、44,191千円であります。

当事業年度（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,106,561 千円
退職給付費用	215,268
退職給付の支払額	△68,039
退職給付引当金の期末残高	1,253,790

（２）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	215,268 千円

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、44,254千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	274,274 千円	260,708 千円
未払事業税	98,319	120,645
その他	33,928	36,064
繰延税金資産合計	406,523	417,418
繰延税金負債		
有価証券評価差額	19	―
繰延税金負債合計	19	―
繰延税金資産の純額	406,503	417,418
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	394,378	405,952

税務上の繰延資産償却超過額	7,110	4,573
役員退職慰労引当金	3,835	8,214
投資有価証券評価損	486,598	406,043
投資有価証券評価差額	4,898	2,266
その他	2,461	1,703
小計	899,283	828,753
評価性引当額	△97,929	△90,623
繰延税金資産合計	801,354	738,130
繰延税金負債		
特別分配金否認	92,089	56,555
投資有価証券評価差額	548,424	695,058
繰延税金負債合計	640,514	751,613
繰延税金資産(△は負債)の純額	160,839	△13,483

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 （平成26年3月31日）		当事業年度 （平成27年3月31日）	
法定実効税率	38.01 %	法定実効税率	35.64 %
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09
住民税均等割	0.17	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.26
税率変更に伴う影響	0.98	住民税均等割	0.09
特定外国子会社留保金課税	0.67	税率変更に伴う影響	1.63
所得拡大促進税制による特別控除額	△0.60	特定外国子会社留保金課税	0.44
その他	△0.20	所得拡大促進税制による特別控除額	△0.37
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.19	その他	0.06
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.33

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%に、それぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が32,758千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が100,766千円、その他有価証券評価差額金が68,007千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成25年4月1日　至平成26年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	3,851,374

当事業年度（自平成26年4月1日　至平成27年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益

日本生命保険相互会社	4,553,051

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1　関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成25年4月１日　至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接90.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,139,318	未収運用受託報酬	738,331
								投資助言報酬の受取	664,956	未収投資助言報酬	151,082
								業務受託料の受取	47,100	-	-

当事業年度（自平成26年4月１日　至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	200,000	生命保険業	(被所有)直接90.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,829,599	未収運用受託報酬	767,087
								投資助言報酬の受取	676,352	未収投資助言報酬	158,782
								業務受託料の受取	47,100	-	-

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2　親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度（自　平成25年4月１日　至　平成26年3月31日）	当事業年度（自　平成26年4月１日　至　平成27年3月31日）
１株当たり純資産額	373,212円65銭	411,781円19銭
１株当たり当期純利益金額	19,727円63銭	35,573円77銭

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年4月１日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 （自　平成26年4月１日 至　平成27年3月31日）
当期純利益	2,139,422千円	3,857,904千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	2,139,422千円	3,857,904千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第21期中間会計期間末 （平成27年9月30日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,317,001
有価証券		6,604,052
前払費用		575,114
未収委託者報酬		3,182,655
未収運用受託報酬		1,977,949
未収投資助言報酬		213,262
繰延税金資産		285,665
その他		70,176
流動資産合計		17,225,876
固定資産		
有形固定資産	※1	180,828
無形固定資産		847,760
投資その他の資産		
投資有価証券		35,274,476
関係会社株式		66,222
長期前払費用		25,037
差入保証金		285,623
繰延税金資産		225,874

その他		1,283
投資その他の資産合計		35,878,518
固定資産合計		36,907,107
資産合計		54,132,984
負債の部		
流動負債		
預り金		31,701
未払収益分配金		241
未払償還金		134,963
未払手数料		1,143,638
未払運用委託報酬		776,102
未払投資助言報酬		492,881
その他未払金		208,263
未払費用		154,443
未払法人税等		1,562,061
前受投資助言報酬		47,034
賞与引当金		443,027
その他	※2	290,439
流動負債合計		5,284,799
固定負債		
退職給付引当金		1,340,851
役員退職慰労引当金		24,275
固定負債合計		1,365,126
負債合計		6,649,926
純資産の部		
株主資本		
資本金		10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840
利益剰余金		

利益準備金	139,807
その他利益剰余金	27,810,746
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	27,270,746
利益剰余金合計	27,950,553
株主資本合計	46,232,393
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,250,664
評価・換算差額等合計	1,250,664
純資産合計	47,483,058
負債・純資産合計	54,132,984

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

		第21期中間会計期間 （自平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		11,359,993
運用受託報酬		4,591,997
投資助言報酬		445,992
営業収益計		16,397,983
営業費用		8,169,317
一般管理費	※1	3,442,615
営業利益		4,786,050
営業外収益	※2	181,075
営業外費用	※3	15,447
経常利益		4,951,678
特別利益	※4	79,133
特別損失	※5	6,385
税引前中間純利益		5,024,426
法人税、住民税及び事業税		1,506,995
法人税等調整額		109,937
法人税等合計		1,616,933

中間純利益	3,407,492

(3)中間株主資本等変動計算書

第21期中間会計期間(自 平成27年4月１日　至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	23,998,814	24,678,621	42,960,461
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△135,560	△135,560	△135,560
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	3,407,492	3,407,492	3,407,492
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,271,932	3,271,932	3,271,932
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	27,270,746	27,950,553	46,232,393

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,696,385	1,696,385	44,656,846
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△135,560
中間純利益	-	-	3,407,492
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△445,720	△445,720	△445,720
当中間期変動額合計	△445,720	△445,720	2,826,211
当中間期末残高	1,250,664	1,250,664	47,483,058

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第21期中間会計期間 （自　平成27年4月1日 至　平成27年9月30日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	①　満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ②　その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。 ③　関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
２．固定資産の減価償却の方法	①　有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ②　無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
３．引当金の計上基準	①　賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 ②　退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③　役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

第21期中間会計期間末 （平成27年9月30日現在）	
※１．有形固定資産の減価償却累計額	726,224千円
※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第21期中間会計期間 （自　平成27年4月1日 至　平成27年9月30日）	
※１．減価償却の実施額	
有形固定資産	21,451千円
無形固定資産	169,933千円
※２．営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	139,966千円
有価証券利息	33,571千円
受取利息	267千円
※３．営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	8,471千円
控除対象外消費税	6,477千円
※４．特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	66,441千円
投資有価証券償還益	7,081千円
事故受取保険金	5,609千円
※５．特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	6,192千円
投資有価証券売却損	193千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間 （自　平成27年4月1日 至　平成27年9月30日）
１．発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数（千株）	当中間会計期間末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	―	―	108
合計	108	―	―	108

２．配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	135,560	1,250	平成27年3月31日	平成27年6月25日

（金融商品関係）
第21期中間会計期間末（平成27年9月30日現在）
金融商品の時価等に関する事項
平成27年9月30日（中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
①現金・預金	4,317,001	4,317,001	―
②有価証券			
満期保有目的の債券	6,604,052	6,618,590	14,537
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	22,416,134	22,498,420	82,285
その他有価証券	12,790,842	12,790,842	―

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
①現金・預金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
②有価証券
中間決算日の市場価格等によっております。

③投資有価証券
中間決算日の市場価格等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。
また、関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（有価証券関係）
第21期中間会計期間末（平成27年9月30日現在）

１．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	29,020,186	29,117,010	96,823
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	29,020,186	29,117,010	96,823
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	―	―	―
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	―	―	―
合計		29,020,186	29,117,010	96,823

２．その他有価証券

	種類	取得原価または償却原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	5,810,267	5,829,720	19,452
	①国債・地方債等	5,810,267	5,829,720	19,452
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	(3)その他（注1）	4,312,989	6,138,058	1,825,069
	小計	10,123,256	11,967,778	1,844,522
中間貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	(3)その他（注1）	941,670	823,064	△118,606
	小計	941,670	823,064	△118,606

合計	11,064,926	12,790,842	1,725,916

（注1）投資信託受益証券等であります。
（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
また、関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）
第21期中間会計期間（自平成27年4月1日　至平成27年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第21期中間会計期間（自平成27年4月1日　至平成27年9月30日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第21期中間会計期間（自平成27年4月1日　至平成27年9月30日）
１．サービスごとの情報
当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（１）営業収益
当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,076,382

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
第21期中間会計期間（自平成27年4月1日　至平成27年9月30日）
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
第21期中間会計期間（自平成27年4月1日　至平成27年9月30日）
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
第21期中間会計期間（自平成27年4月1日　至平成27年9月30日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	第21期中間会計期間 （自平成27年4月１日 至平成27年9月30日）
1株当たり純資産額	437,841円71銭
1株当たり中間純利益金額	31,420円52銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	3,407,492千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	3,407,492千円
期中平均株式数	108千株

（重要な後発事象）
第21期中間会計期間（自平成27年4月1日　至平成27年9月30日）
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

① 定款の変更等

該当事項はありません。

② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

ａ．名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ｂ．資本金の額

平成27年9月末現在、324,279百万円

ｃ．事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

ａ．名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

ｂ．資本金の額

平成27年9月末現在、10,000百万円

ｃ．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

(平成27年9月末現在)

ａ．名称	ｂ．資本金の額	ｃ．事業の内容
髙木証券株式会社	11,069百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社大分銀行	19,598百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	

（３）投資顧問会社

ａ．名称

ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー

ｂ．資本金の額

平成27年9月末現在、204,000米ドル（約24百万円。1米ドル＝119.96円）

（注）資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

ｃ．事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（２）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

（３）投資顧問会社

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」、「ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」の運用指図（国内短期金融資産の運用の指図を除きます）を行います。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【参考情報】

下記の書類が関東財務局に提出されています。

平成27年7月24日	臨時報告書
平成27年9月25日	臨時報告書
平成27年10月9日	有価証券報告書
	有価証券届出書
平成27年11月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月５日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小暮和敏　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大竹　新　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第２０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成２８年３月１日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　青木裕晃　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ／パトナム・バランスアップオープンの平成２７年７月１１日から平成２８年１月１２日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ／パトナム・バランスアップオープンの平成２８年１月１２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２７年１１月３０日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小暮和敏　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧　野　あや子　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第２１期事業年度の中間会計期間（平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成２７年９月３０日現在の財政状態及び同日を

もって終了する中間会計期間（平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。